

## 第 2 章 災害予防計画



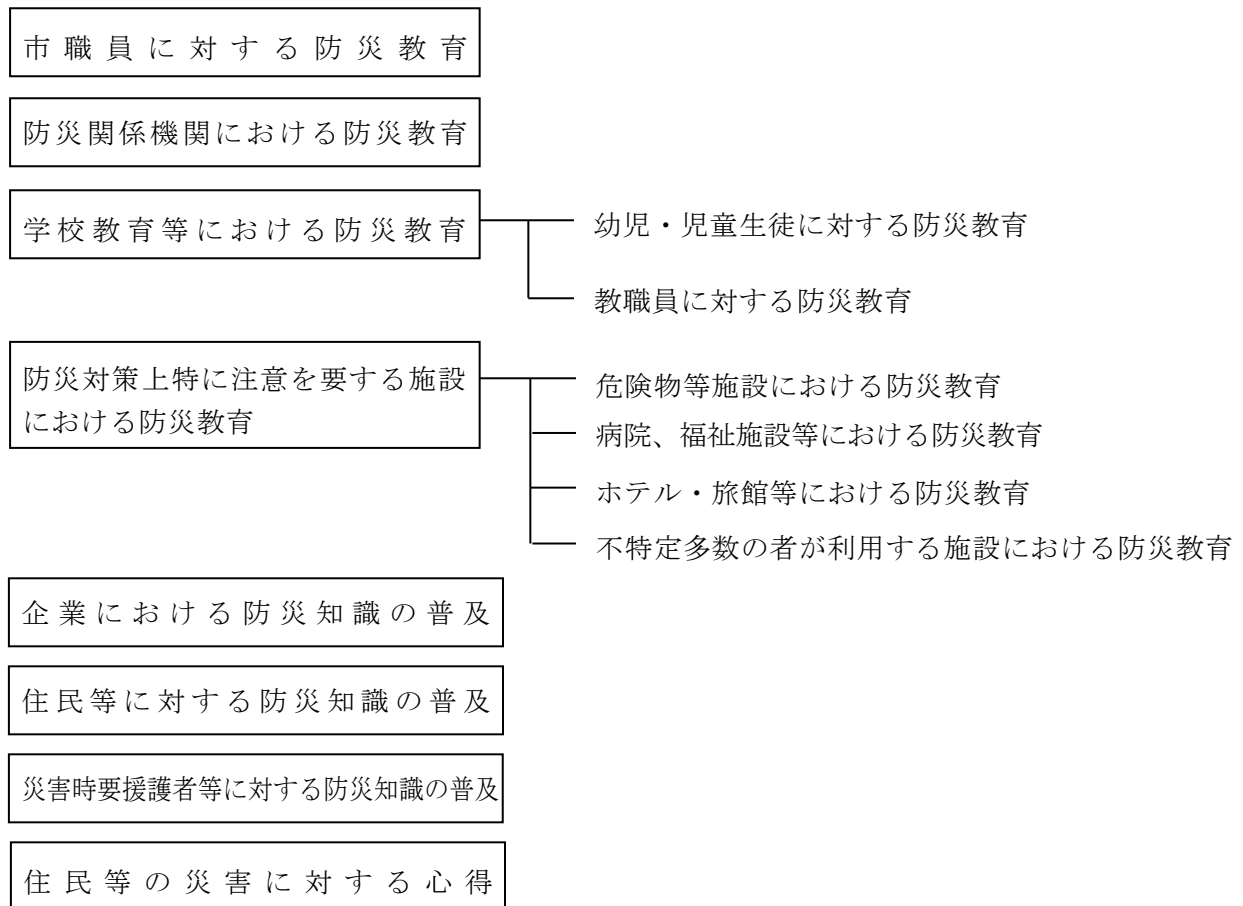
## 第1節 防災教育計画

### 1 計画の方針

総合的な震災対策を推進していく上では、市、防災関係機関及び住民等が、日ごろから地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を有し、地震災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、自主防災意識の醸成及び知識の普及、啓発を図るとともに、市職員、防災関係機関の職員、住民等に対する防災教育を実施するものとする。

### 2 計画の体系



### 3 市職員に対する防災教育

地震災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、震災に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、市は、毎年度当初に次の事項について、所属職員に対して防災教育を行うものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識（各種法律、規則、条例等）
- (2) 市震災対策計画の内容
- (3) 市及び各防災関係機関の実施すべき震災時の応急対策等
- (4) 震災時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、国、県等が実施する研修会等への参加、実地調査、防災訓練等のほか、震災対応マニュアルの習熟等により行うものとする。

#### 4 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し、地震時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努めるものとする。

#### 5 学校教育等における防災教育

##### (1) 幼児・児童生徒に対する防災教育

学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、校長等は、保育所、小学校及び中学校など幼児・児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や野外授業を通じ、災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。また、市は私立幼稚園、保育園、認定こども園及び専修学校等に対しても、これに準じて教育を行うよう指導するものとする。

##### (2) 教職員に対する防災教育

校長等は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、幼児・児童生徒の避難・誘導など震災時の対応要領等を作成し、周知、徹底するものとする。

#### 6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

##### (1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。

また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、地震災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行うものとする。

##### (2) 危険物等施設における防災教育

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し、災害発生時に備えるものとする。

##### (3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な者が多数所在利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民等からの避難時の協力が得られるよう、連携の強化に努めるものとする。

##### (4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点を置いた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても、避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

##### (5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災

害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう、職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう、避難路等の表示を行うものとする。

## 7 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各企業において震災時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

## 8 住民等に対する防災知識の普及・啓発

震災対策においては、住民自らが日ごろから「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」といった意識と行動が必要であり、普段から地震対策に関して十分な認識と豊富な知識を持ち、地震発生時に初期消火、応急救護、避難など落ち着いた的確な行動を取ることが、被害の軽減の上で最も大切である。

このため、市は防災意識調査等を行い、住民の関心度、防災対策度等を把握しながら、次の事項を教育の重点とし、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

### (1) 普及・啓発の内容

- ア 住宅の耐震診断、家具の固定
- イ 自動車運転時の心得
- ウ 地震発生時の危険箇所の周知
- エ 避難場所・避難路の周知
- オ 災害時の応急救護
- カ 水、食料、生活必需品などの備蓄

### (2) 普及・啓発の方法

#### ア 広報紙、パンフレット等による普及

市は、震災対応マニュアル、広報紙、パンフレット、チラシ等を作成し、防災行事、訓練等の際に配布し、住民等の防災知識の向上に努めるものとする。

また、各自治会、自主防災組織等を通じ地域での防災訓練等の実施について、協力、助言するとともに、訓練等の際には、県から借り受けた起震車、防災ビデオを活用し、住民意識の高揚を図る。

#### イ 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

#### ウ 報道機関への協力要請

市は、日ごろから報道機関に対し必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

## 9 要配慮者及び保護責任者等を対象とした防災教育

### (1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者等の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普

及に努めるものとする。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及啓発活動を行うものとする。

## (2) 防災学習の推進

市は、要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 要配慮者及び家族の学習

イ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、宿泊施設等）の防災学習

## 10 住民等の地震に対する心得

住民等は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、震災発生時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛けるものとする。

(1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄

(2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(3) 家具等の転倒防止対策の実施

(4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前の取り決め

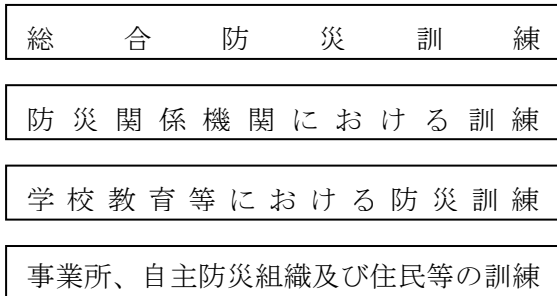
## 第 2 節 防災訓練計画

### 1 計画の方針

防災関係機関は、合同して大規模地震時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

総合防災訓練は原則として、三条市防災会議が関与して実施するものとする。

### 2 計画の体系



### 3 訓練の種類

- (1) 総合防災訓練
- (2) 非常無線通信訓練
- (3) マニュアル検証型防災訓練

### 4 防災訓練

市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

#### (1) 総合防災訓練

市は、各地区別に総合防災訓練を実施するものとする。

この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。

#### ア 訓練想定

三条市において震度 6 以上の地震が発生したとの想定で行う。

#### イ 訓練参加機関

三条市、防災関係機関、企業・団体、ボランティア、地域住民等

#### ウ 主な訓練項目

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ・ 本部等設置訓練               | ・ 非常招集訓練  |
| ・ 情報収集・伝達訓練             | ・ 通信訓練    |
| ・ 広報訓練                  | ・ 初期消火訓練  |
| ・ 施設火災消火避難訓練            | ・ 救出訓練    |
| ・ 避難訓練（災害時要援護者避難訓練を含む。） | ・ 避難所設営訓練 |
| ・ 救急救護訓練                | ・ 炊き出し訓練  |

- ・ ライフライン施設等復旧訓練
- ・ 緊急物資輸送訓練
- ・ 一斉放水訓練
- ・ その他の訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 交通規制訓練
- ・ 自衛隊災害派遣訓練

#### エ 訓練の実施方法

各防災機関は合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、実働訓練を実施するものとする。

#### (2) 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うことができることを目的に実施する。

#### (3) マニュアル検証型防災訓練

地震を想定した三条市災害対応マニュアルに基づく訓練を住民参加の下で行い、マニュアルの実効性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に実施する。

#### (4) 防災訓練における留意事項

市は、地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に次のことに留意するものとする。

- ア 自治会、自主防災組織、消防団などを始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。
- イ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等は、県の参加を求めること。

#### (5) 防災訓練の評価

市は、防災訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

### 5 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれ樹立した防災計画の習熟と点検のため、個別に防災訓練を実施するものとする。

#### (1) 防災関係機関

- ア 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び同三条出張所
- イ 北陸地方整備局新潟国道事務所及び同黒埼維持出張所
- ウ JR東日本新潟支社
- エ 東北電力(株)新潟県央営業所
- オ NTT東日本新潟支店
- カ 北陸ガス(株)長岡支社
- キ 日本赤十字社新潟県支部三条市地区

#### (2) 訓練

訓練の種類は、実働訓練又は図上訓練とし、訓練の実施方針は、おおむね新潟県又は三条市総合防災訓練の実施方針に従うものとする。

### 6 学校教育等における防災訓練

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

### 7 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練は、それぞれの規模や地域の実情に合わせた訓練を



適宜実施するものとし、災害発生時には防災機関に積極的に協力するものとする。

**【訓練項目】**

- ・ 出火防止訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 通報連絡訓練
- ・ 応急救出救護訓練
- ・ 避難訓練

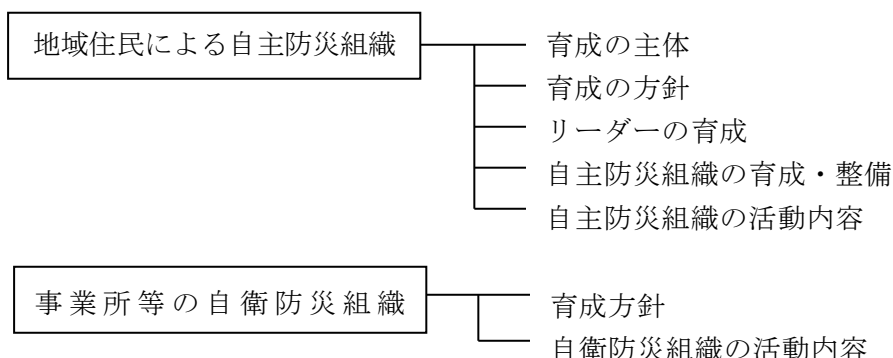
## 第3節 自主防災組織育成計画

### 1 計画の方針

地震から住民等の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関の防災対策だけでなく、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模地震発生時には、道路、橋梁は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、防災機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下での震災対策としては、まず住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、自主的に地域、施設、事業所別の防災組織を結成し、防災関係機関と住民等とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進する必要がある。

このため、防災関係機関は、防災に関する各種の広報や啓発活動を積極的に行い、住民等の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言に努めるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 自主防災組織の現状

本市では、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織の主体として位置付けており、まずは自治会活動の一部として防災活動に取り組んでもらうよう、さらには自主防災組織の結成につなげてもらうよう指導している。

なお、平成16年の7・13新潟豪雨災害を教訓にして、防災活動に取り組む自治会が着実に増えている。

### 4 地域住民による自主防災組織

#### (1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市においては、自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

#### (2) 育成の方針

市内全域に整備を推進し、市は既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。

イ 婦人団体、ボランティア団体等、地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図るものとする。（資料編「3

危険区域に関する資料」参照)

(ア) 木造家屋の密集地域

(イ) 土砂災害危険地域

(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域

(エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される地域

(3) リーダーの育成

自主防災組織の組織化、強化を図るため、市は、組織の中核的存在となるリーダーの育成に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の育成・整備

市は、県の協力を得るなどして、育成整備活動を積極的に推進するものとし、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等を実施するものとする。

また、市は、防災資機材等の整備を図るための支援等を行い、自主防災組織の充実に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常からの連携を密にし、震災時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害状況の通報、介護等を必要とする災害時要援護者の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努めるものとする。

以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制を、日ごろの防災訓練や防災の研修会等で、地域住民に十分認識させる。

また、消防団や消防のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施するものとする。

(ウ) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検

(エ) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検

(オ) 地域内の危険箇所の点検、把握

コミュニティ（住区）レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地域住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地域の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成するものとする。

なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込むものとする。

a 住区の概況

b 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況

c 土地利用

d 道路、建物、空地の状況

e 消防施設や消防組織の状況

f 病院、診療所や公民館、学校等の防災関連施設の状況

g 災害時に住民等がとるべき行動

(カ) 災害時要援護者に係る情報収集・共有

(キ) 防災計画の作成

## イ 災害時の活動

(ア) 出火防止、初期消火の実施

(イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達（人命にかかわる要救出現場箇所を最優先とする。）

(ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力

(エ) 地域住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）の情報伝達

(オ) 地域住民に対する避難誘導

(カ) 災害時要援護者の避難支援

(キ) 給食、給水及び救助物資等の配分

## ウ 災害が収まった後の活動

(ア) 情報の収集及び伝達（市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地域住民への正確な情報の伝達に努める。また、地域内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。）

(イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営

(ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

## 5 事業所等の自衛防災組織

### (1) 育成の方針

消防法（昭和23年法律第186号）により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地域の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど消防機関は、防災に関する体制強化を進めるものとする。

### (2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

ア 防災訓練、消防用設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ 防災要員の配備

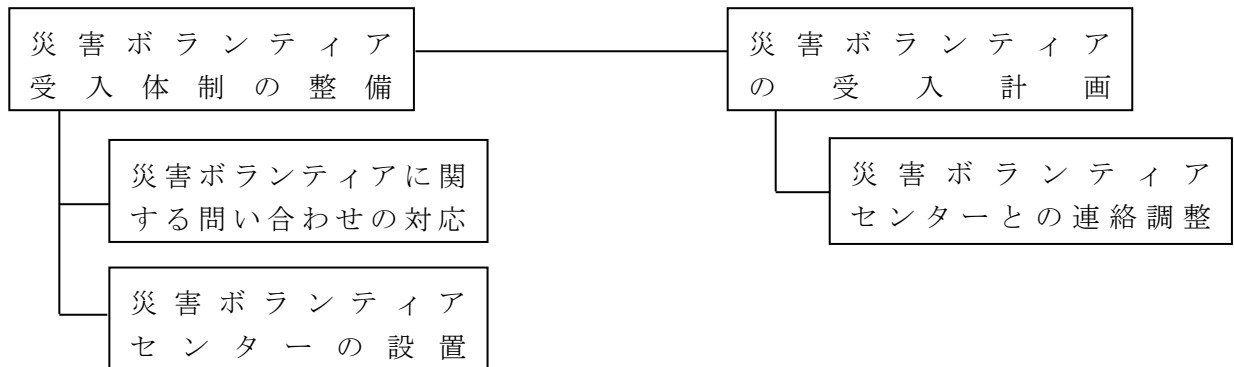
エ 応急救出、救護訓練

## 第4節 ボランティアの受入計画

### 1 計画の方針

平成16年の中越大震災での復旧活動等において、大きな役割を果たした災害ボランティア活動に関する様々な教訓を踏まえ、災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

### 2 計画の体系



### 3 災害ボランティア受入体制の整備

#### (1) 災害ボランティアに関する問い合わせの対応

災害ボランティアセンター設置前にボランティアに関する問い合わせ等があった場合は、(ボランティア連絡票に) 必要事項を聞き取りし、センター設置後に連絡する。

#### (2) 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、総合福祉センター（嵐南地区）に設置する。また、被災地域等を考慮し、必要に応じて嵐北地区、栄地区、下田地区等にサテライトセンターを設置する。

#### (3) 災害ボランティアセンターの設置

ア 市は、災害ボランティアセンターの設置について、社会福祉協議会ほか関係団体と次の事項について協議を行う。

##### (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所

(イ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間

(ウ) 災害ボランティアセンターの組織及び人数

(エ) 災害ボランティアセンター参加団体の役割分担

(オ) 災害ボランティアセンターの運営資金

(カ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法

(キ) その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 市は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

(ア) 災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部及び災害対策支部に連絡するとともに関係機関、マスコミ等へ周知する。

(イ) 市のホームページの最新情報にリンクを張り、災害ボランティアセンターの開設を周知する。

知する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターの設置、運営に関して次の支援を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所の提供と通信環境等の整備
- (イ) 災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (ウ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供
- (エ) 市ホームページ等を通じた情報発信
- (オ) 災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力
- (カ) 災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力
- (キ) その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

#### 4 災害ボランティアの受入計画

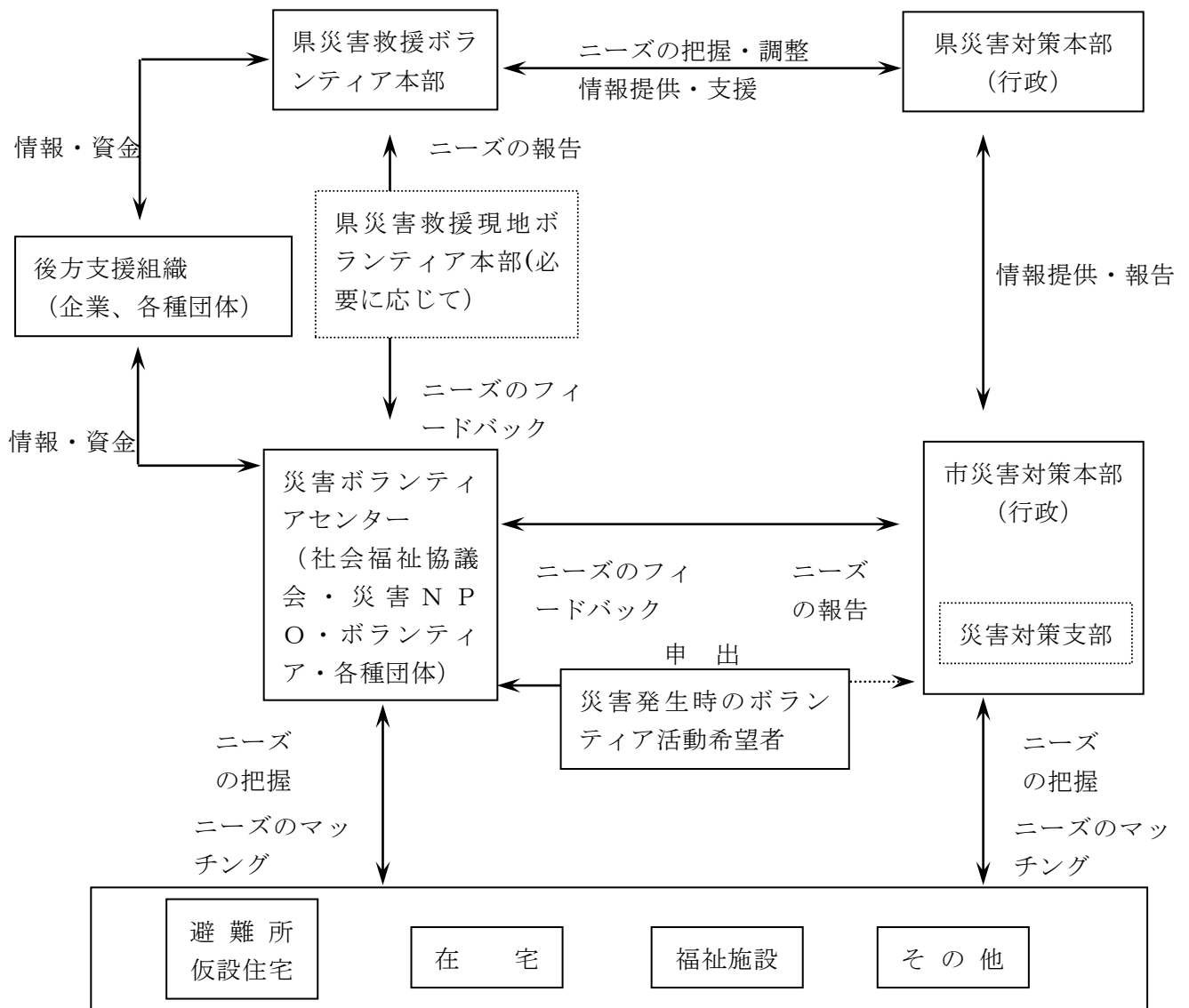
災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整

ア 市は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ 派遣された職員は、災害ボランティアセンターの情報、要望等を災害対策本部に報告する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行う。

#### 5 災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図

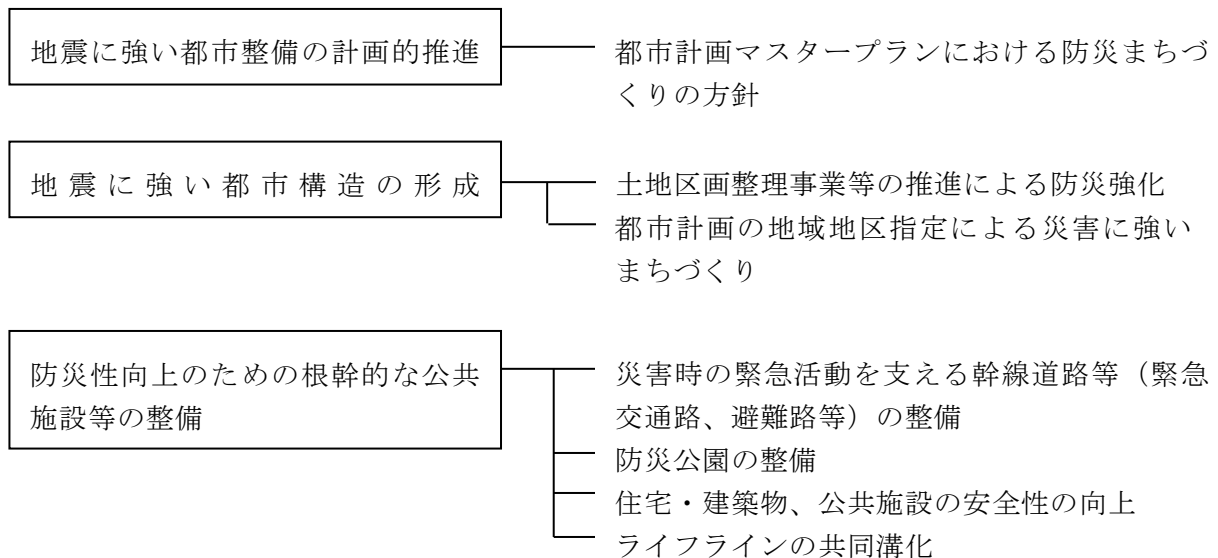


## 第5節 防災都市計画

### 1 計画の方針

地震による災害を未然に防ぎ、被害を最小限にするとともに災害時の救援活動や応急復旧対策等を円滑に実施するため、道路、公園、河川等の根幹的な公共施設整備や計画的な土地利用の規制、誘導、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの「安全で安心して暮らせるまちづくり」を総合的な施策の中で展開することが必要である。

### 2 計画の体系



### 3 地震に強いまちづくりの計画的な推進

#### (1) 基本的な考え方

地震に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要であり、これらのまちづくりを着実に推進していくためには、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが重要である。

#### (2) 都市計画マスタープランにおける防災まちづくりの方針

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましいまちづくりのテーマを明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い安全性の高いまちづくりに努めるものとする。

### 4 地震に強い都市構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により他に大きな被害を及ぼす危険性が高い地域について、市街地の面的な整備や公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

#### (1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災性の強化

既成市街地を中心とした木造密集地域において、都市計画道路などの主要な公共施設の整

備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業の推進が必要である。

(2) 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

ア 準防火地域指定

既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図るものとする。

イ 用途地域の用途純化

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域の指定に基づく建築物の用途純化を誘導し、震災時の火災発生及び拡大要因の除去を図るものとする。

ウ 地区計画の指定

地区計画の指定により道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化により、一体的な整備を行うことで災害に強い市街地整備を誘導する。

## 5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、地震発生時において安全な避難、円滑な救急・消防活動など最低限必要な機能が確保できるような避難路や防災活動の拠点等の整備が重要である。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動の円滑な実施を確保するための防災上の都市計画道路を中心とした緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

イ 避難路ネットワークの整備

災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的整備の推進を行うこととする。

ウ 延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

道路の整備に当たり、延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

エ 河川敷避難路の整備

緊急避難的な措置として、五十嵐川及び信濃川の河川敷内の一部を避難路として、関係機関と協力して整備を推進する。

(2) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を、借地方式や面的整備事業の活用など多様な整備手法も活用しつつ、関係機関と連携を図りながら整備について検討するものとする。

## 6 住宅・建築物、公共施設の安全性の向上

住宅・建築物施設については、耐震性の向上を図るとともに宅地の安全性を確保する必要性がある。

また、道路、河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえ、総点検を実施し、これに基づき必要な耐震性向上のための対策を実施する必要性があり、特に、構造物の被災原因を踏まえた道路、河川、下水道、官庁施設等公共施設の耐震性向上を図るものとする。



## 7 ライフラインの共同溝化

都市計画道路等を利用してライフライン共同収容施設（電線共同溝等）の整備に努めるものとする。

## 第6節 地盤災害予防計画

### 1 計画の方針

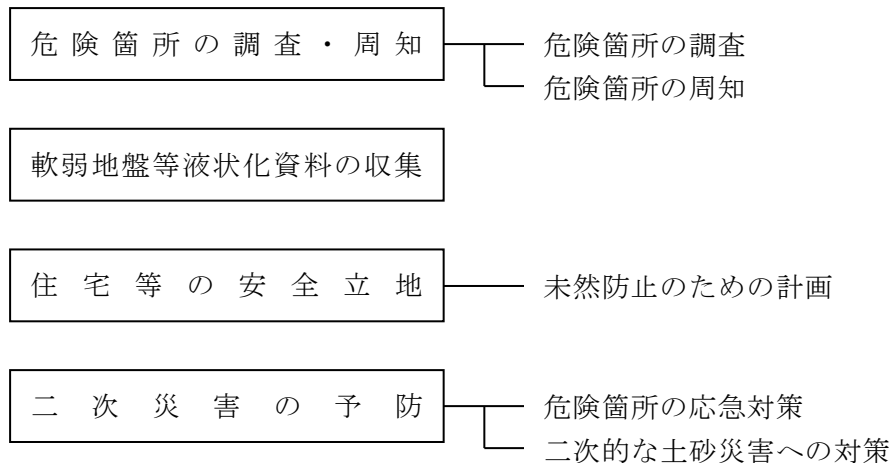
地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が軟弱となったために、その後の余震、降雨、融雪などの自然現象により発生し、又は拡大する二次的災害に大別される。

このため、予防計画は、

- (1) 地震が発生する前に行うもの
- (2) 地震の直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象による地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防し、又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

### 2 計画の体系



### 3 危険箇所の調査・周知

市は、地震時に地すべり、がけ崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て、調査の実施や資料の提供を受けて公表するものとし、危険度の高いところから砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等に基づく区域指定を促進するものとする。（資料編「3 危険区域に関する資料」参照）

### 4 軟弱地盤等液状化資料の収集

市は、県等関係機関の協力を得て、地震による液状化が予想される地域の分布状況等の資料の収集に努めるものとする。

### 5 住宅等の安全立地

- (1) 市は、住宅等に係る確認申請があった際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物

に該当するかを確認し、該当するときに申請者に知らせるとともに、必要な対策を講ずるよう申請者及び設計者を指導するものとする。

- (2) 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適合でない区域を開発計画には含めないようにするとともに、地震に弱い盛土部に計画する場合は、耐震対策を講じた設計とするものとする。

## 6 二次災害の予防

- (1) 危険箇所の応急対策

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、県に報告するとともに、関係機関や地域住民に周知を図るものとする。

また、必要な警戒体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施するものとする。

- (2) 二次的な土砂災害への対応

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化したりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市及び県等関係機関は、地震発生後の監視を強めるものとする。

## 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害危険箇所等について行う住民等の安全確保対策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 市が行う警戒区域ごとの情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 警戒体制については、三条市震災対応マニュアルに定める基準に基づき災害警戒支部を設置し、消防機関等と連携を取りながら警戒に当たり、情報の収集に努めるものとする。
- (イ) 情報伝達、避難、救助等については、第3章第5節「広報計画」、第6節「避難及び避難所計画」、第11節「救急救助計画」等によるものとする。
- (ウ) 区域内に災害時要援護関連施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講ずるものとする。

ウ 市は、土砂災害ハザードマップを配布し、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民等に周知するよう努めるものとする。

- (2) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。

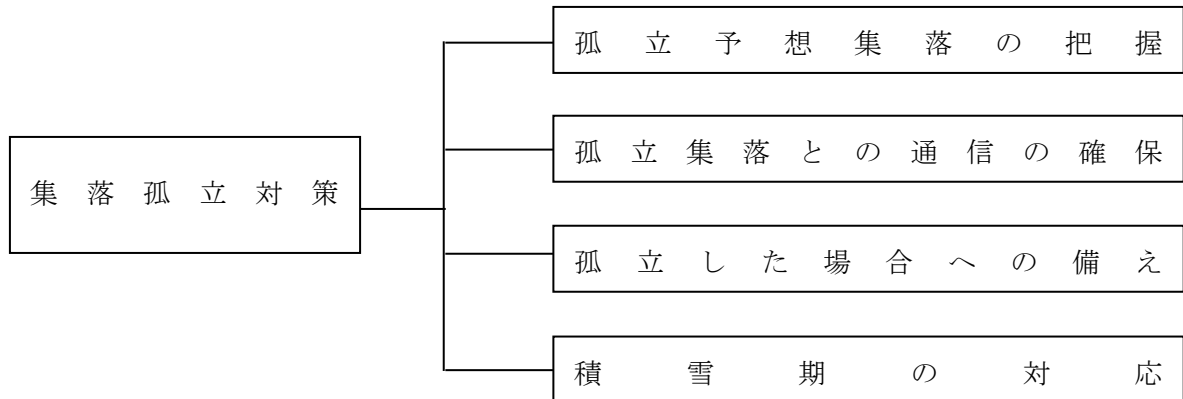
- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告による移転者への融資、資金の確保

## 第7節 集落孤立対策計画

### 1 計画の方針

中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や住民組織による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。

### 2 計画の体系



### 3 孤立が予想される集落の把握

- (1) 市は、県と連携し、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するものとする。
- (2) 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所については、資料編「3 危険区域に関する資料」のとおりとする。

### 4 孤立集落との通信の確保

市は、次の方法により、孤立集落との通信を確保する。

- (1) デジタル式同報系防災行政無線の双方向性の通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置により、孤立集落と三条庁舎及び消防本部との通話を行う。
- (2) 移動系の消防無線を活用し、集落内の消防団に配備した無線機により、孤立集落と消防本部との通話を行う。

### 5 孤立した場合への備え

#### (1) 住民の役割

孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (2) 地域の役割

災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、住民組織による体制整備を図るとともに、防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

(3) 企業・事業所の役割

孤立が予想される集落の企業・事業所は、あらかじめ住民組織と協議し、災害時において、施設や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努めるものとする。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保するものとする。

**6 積雪期の対応**

(1) 市は、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房や調理用の熱源・燃料の確保に特に配慮するものとする。

(2) 市は、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県等と協議し、必要に応じて訓練を実施するものとする。

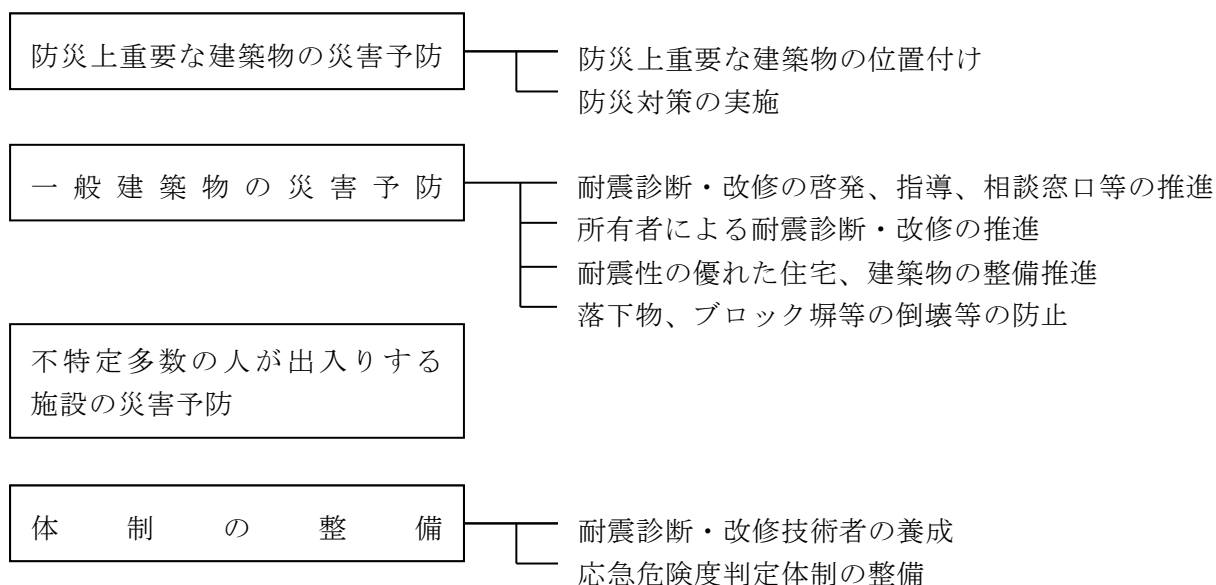
## 第8節 建築物等災害予防計画

### 1 計画の方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民等の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共建築物等については、耐震基準等を踏まえて耐震性、耐火性の向上及び非常用電源の確保等バックアップ対策に努めるものとする。

一般建築物等について、市は、所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓発に努め、耐震性・耐火性の向上を促進するものとする。また、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする。

### 2 計画の体系



### 3 防災上重要な建築物の災害予防

#### (1) 防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
- エ 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、知的障がい者援護施設等）

#### (2) 防災対策の実施

(1)に掲げた建築物は、震災時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進するものとする。

##### ア 建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修などの推進に努めるものとする。

#### イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 設備配管類の耐震性強化
- (エ) 防災設備の充実、他

#### ウ 耐震性の高い施設整備

市は、上記(1)に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年)」を参考に耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

#### エ 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時の設計図面等の整備保管を行うものとする。

### 4 一般建築物の災害予防

#### (1) 現状

建築物全般並びに特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔)については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらに安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、新耐震設計基準施行(昭和56年)以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。

#### (2) 計画

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うものとする。

イ 集会場、ホテル、百貨店などの特殊建築物のうち、不特定多数の人が利用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行うものとする。

ウ 新耐震設計基準施行(昭和56年)以前に建築された特殊建築物については、査察、巡回指導等の機会を利用して、耐震診断の実施について啓発・指導するものとする。

エ 地震時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者に、安全確保について啓発・指導するものとする。

オ 地震によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所及び通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

### 5 不特定多数の人が出入りする施設の災害予防

商業ビル、駅舎等の不特定多数の人が出入りする施設については、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震被害の防止、軽減を図るため、前記4の一般建築物の災害予防に加え、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導するものとする。

- (1) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難誘導の連携の徹底
- (4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

## 6 体制の整備

- (1) 耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成するものとする。

- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民等の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。



## 第9節 公共土木施設等災害予防計画

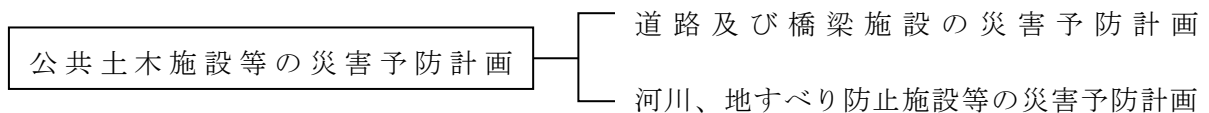
### 1 計画の方針

道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより、地震発生時等の非常時での応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

各施設を管理する関係機関等は、震災時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制、情報・連絡系統の確立を図るものとする。

また、施設ごとに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行えるための予防措置を講ずるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 公共土木施設等の災害予防計画

(1) 公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を推進するものとする。

(2) 道路及び橋梁施設災害予防計画

#### ア 国道及び県道

震災時における道路機能の確保のため、各道路管理者において、土砂崩壊、落石等危険箇所調査を実施し、必要な箇所については、法面防護工、落石防止工等の対策工事を推進するよう努めるものとする。

また、所管する橋梁についても、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の整備を推進するものとする。

#### イ 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては、地形条件や老朽化により脆弱な区間が多く、地震による被害は多岐にわたることが予想される。したがって、幹線市道等の重要な路線を最優先として、既設の橋梁等について耐震点検調査に基づき、必要に応じて落橋防止や橋脚の補強等を実施するものとする。

#### ウ 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業・林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その一部は河川との隣接や軟弱地盤地帯及び地すべり地帯に位置するため、災害時には道路施設の破壊が予想される。したがって、市及び土地改良区等は、それぞれが管理している農道及び林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、路盤洗堀、落石等の防止を図るため、補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高めるものとする。

#### エ 道路付帯施設

地震により交通安全施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。したがって、老朽施設については、各管理者において、計画的に更新、補強等を実施するものとする。

また、主要交差点信号機の滅灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付

加装置の設置促進に努めるものとする。

### (3) 河川、地すべり防止施設等災害予防計画

#### ア 河川

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂、沈下、法面のはらみ、崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸、水門、樋門、橋梁等のコンクリート構造物の沈下及び亀裂が予想される。したがって、河川管理者は、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努める。

また、橋梁、排水機場、水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努めるものとする。

なお、国・県等の関係機関は、河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、増水に迅速に対応できるような体制とするとともに、地震発生後は、河川敷道路、避難場所、ライフライン等の河川区域使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を定めておくものとする。

#### イ 河川関連施設

河川関連施設では、上水道、農業用水等の取水から、下水道や生活排水まで行われており、地震被害による取・排水の不能は、直接市民生活に重大な影響を与えることとなる。

このことから、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準に基づき、その向上を図るものとする。

#### ウ ため池施設

農業用ため池については、堤体の崩壊や取水施設等の破損、損壊により増水の危険性が大きい。したがって、ため池施設管理者は、老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、定期的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努めるものとする。

#### エ 地すべり防止施設

市や関係機関においては、地すべり危険箇所の防止施設整備を計画的に推進しているが、地震をきっかけとして地すべりが発生したり、再移動を開始したりするおそれや、施設の老朽化に伴う機能低下が懸念される。

このことから、地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は、表面水、浸透水、地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進めるものとする。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的実施するものとする。

#### オ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地危険箇所については、工事の着手率が低く、未整備箇所の整備が必要となっている。このため、市及び関係機関は、危険度の高い箇所から重点的に整備を推進するものとする。

#### カ 砂防施設

砂防ダム施設管理者は、現行の設計基準を満たしていない老朽化した砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施するものとする。

#### キ 治山施設

市及び関係機関においては、山地災害危険箇所の治山工事を計画的に進めているが、地震をきっかけとして山腹の崩壊、土砂の流出、地すべりが発生する場合があります。さらに積雪期には雪崩の発生も考えられる。また、過去に工事が完了したところでも施設の老朽化が進ん

でいるものもあり災害の拡大も予想される。

治山施設に関する山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、雪崩発生危険地区等については、自治会長、農家組合長、農区長等の協力を得て調査を行い、危険性の高い地区については、法令に基づく区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山整備計画に積極的に登載し、計画的に県に要望する。

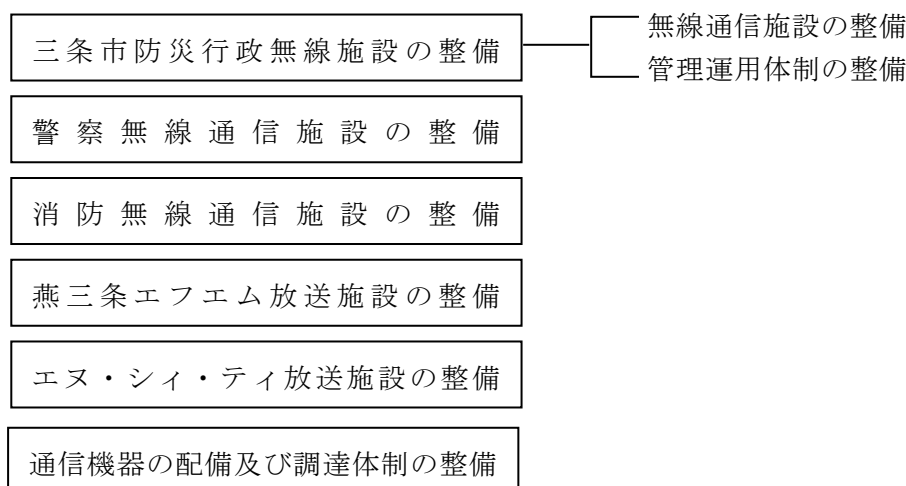
## 第 10 節 防災通信施設災害予防計画

### 1 計画の方針

震災時の応急対策活動実施及び被害の軽減を図るため、防災関係機関相互及び住民等に対して迅速かつ的確な情報伝達手段の確保が特に重要である。

このため、各無線保有機関は、震災時の無線通信確保を図るため、無線通信施設の耐震性の強化等の施設の被害軽減措置及び施設の充実に努めるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 三条市防災行政無線施設の整備

#### (1) 無線通信施設の整備

災害時に被害の軽減を図るためには、市から住民等に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行う必要がある。

##### ア 固定系

地域住民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、同報系防災無線システムを整備しており、このシステムは、モータサイレンを吹鳴し、屋外スピーカ及び戸別受信機から市内一斉に放送できるほか、燕三条エフエム及びエヌ・シー・ティに緊急割込放送をしたり、気象警報をメール配信したりするなどの機能を有している。今後もより確実な情報伝達のため、機器や機能の充実を図るものとする。

##### イ 移動系

現在は、災害対策本部（三条庁舎）と災害現場、災害対策支部、避難所等を結ぶため車載型と携帯型の無線を有しており、今後も機器の充実を図るものとする。

##### ウ 地域防災系

市、消防等の防災関係機関と医療機関、学校、電力会社、ガス事業者等の生活関連機関と相互通信を行う地域防災無線の整備についても検討するものとする。

#### (2) 停電・耐震対策

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するものとする。

#### (3) 管理運用体制の整備

非常時の無線運用要員の体制を整備し、定期的な非常通信訓練等の実施により、無線運用の

習熟を図る。

#### 4 警察無線通信施設の整備

##### (1) 停電対策

- ア 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。
- イ 商用電源の2ルート化に努める。

##### (2) 通信の確保

- ア 平常時から通信施設の総点検を定期的を実施して、機器の万全に努める。
- イ 平常時から防災関係機関との連携を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

##### (3) 通信設備の整備

- ア 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。
- イ NTT専用回線の2ルート化に努める。

#### 5 消防救急無線施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による救急消防援助隊の防災救急活動を円滑にするため、従来のアナログ消防無線に加え、平成27年4月に消防救急デジタル無線の供用を開始した。

#### 6 燕三条エフエム放送施設の整備

##### (1) 現況

本市においては、燕三条エフエム放送(株)がラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を住民等に提供している。

また、大きな災害等が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに避難情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送ができるよう、電話による緊急割込放送ができる装置を設置するとともに、同報系防災行政無線を通じて放送する避難情報等を同時に燕三条エフエムに緊急割込放送ができるシステムも整備している。

##### (2) 実施計画

災害時における放送の確保は、気象予報の伝達、被害情報、応急対策の実施状況及び住民等のとるべき行動などを迅速に広範囲に伝達することができ、パニックの防止、社会的混乱を最小限に食い止めることにより秩序ある避難活動など応急対策上極めて重要となる。

災害時におけるコミュニティ放送の積極的な活用を図るため、災害発生時の情報連絡体制、速報体制等について検討整備するものとする。

また、燕三条エフエムは、放送の確保のため放送機器の落下、転倒、移動防止等施設の耐震対策や停電対策等を積極的に推進する。

- (ア) 放送設備の耐震・停電対策
- (イ) 消耗品、機材等の常備
- (ウ) 無線中継状態の把握
- (エ) 各防災機関が設備している通信網の把握

#### 7 エヌ・シー・ティ放送設備の整備

市内に大きな災害等が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに避難情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送ができるよう、(株)エヌ・シー・ティに緊急割込装置を設置し、ケーブルテレビを通じて避難情報を字幕放送できるシステムを整備している。

また、災害時に本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図るため、災害発生時の情報連絡体制、速報体制等について

も検討整備するものとする。

## **8 通信機器の配備及び調達体制の整備**

災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、消防署、警察署等とあらかじめその貸与について協議するものとする。

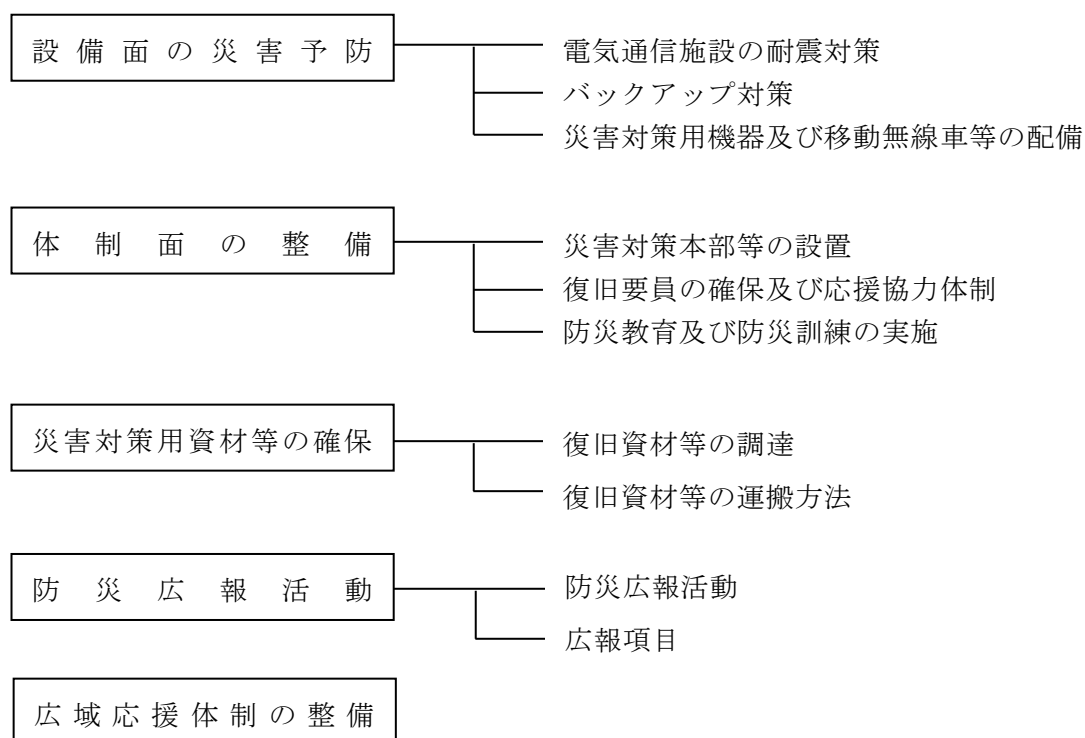
さらに、無線機以外にも有効な通信手段となる携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図るものとする。

## 第 1 1 節 公衆通信施設災害予防計画

### 1 計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）は、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるようNTT東日本は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

#### (1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

##### ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

##### イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

#### (2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

### (3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

## 4 体制面の整備

N T T東日本は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 支援本部の設置

ウ 地震災害警戒本部の設置

エ 災害対策本部の設置

### (2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

### (3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び区市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

## 5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、N T T東日本は、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

### (1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材



イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

## 6 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、NTT東日本は、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼び掛け

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報

ウ インターネットを通じたの周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の提供に関する事項

## 7 広域応援体制の整備

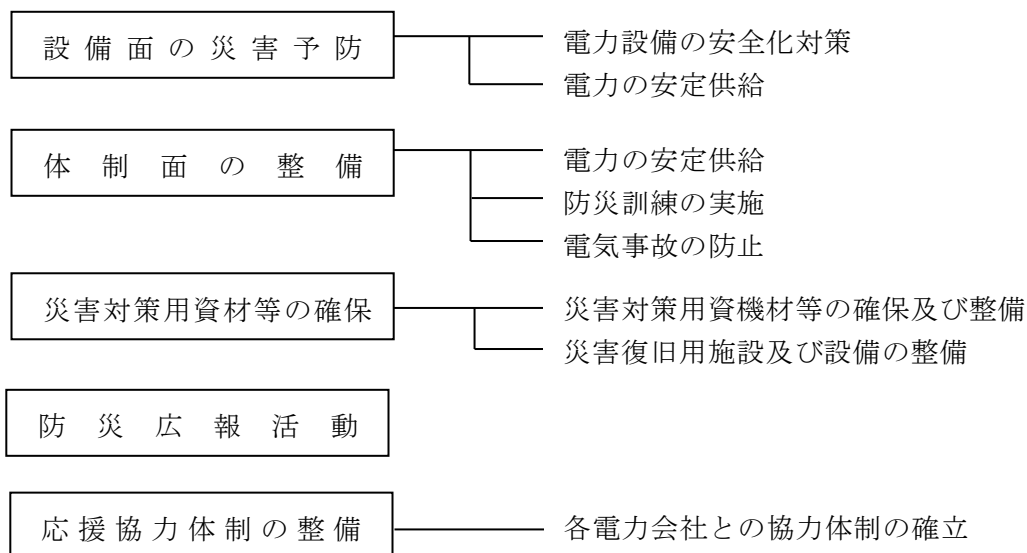
大規模災害が発生した場合は、NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

## 第 1 2 節 電気施設災害予防計画

### 1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

#### (1) 電力設備の安全化対策

電力施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、設備ごとに十分な分析を行うとともに、従来の経験を活かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
送電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。
変電設備	・ 変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う。
通信設備	・ 電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

#### (2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各

社間も送電線で接続されており、緊急時には各社から供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。このため、重要な送・配電線は2回線化やグループ化とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

#### 4 体制面の災害予防

##### (1) 電力の安定供給の体制

新潟系統給電指令所、各電力センター制御所及び各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、震災時などの非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切替操作を行う。

##### (2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

##### (3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める技術基準及び社内の保安規程に適合するよう確保するとともに、震災を意識し定期的に巡視点検を行う。

#### 5 災害対策用資材等の確保

##### (1) 災害対策用資器材等の確保及び整備

震災時に備え、平常時から災害対策用資器材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

##### (2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

#### 6 防災広報活動

電力供給機関は、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止のため平常時から防災体制等について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整えておく。

#### 7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資器材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については、「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

## 第 1 3 節 都市ガス施設災害予防計画

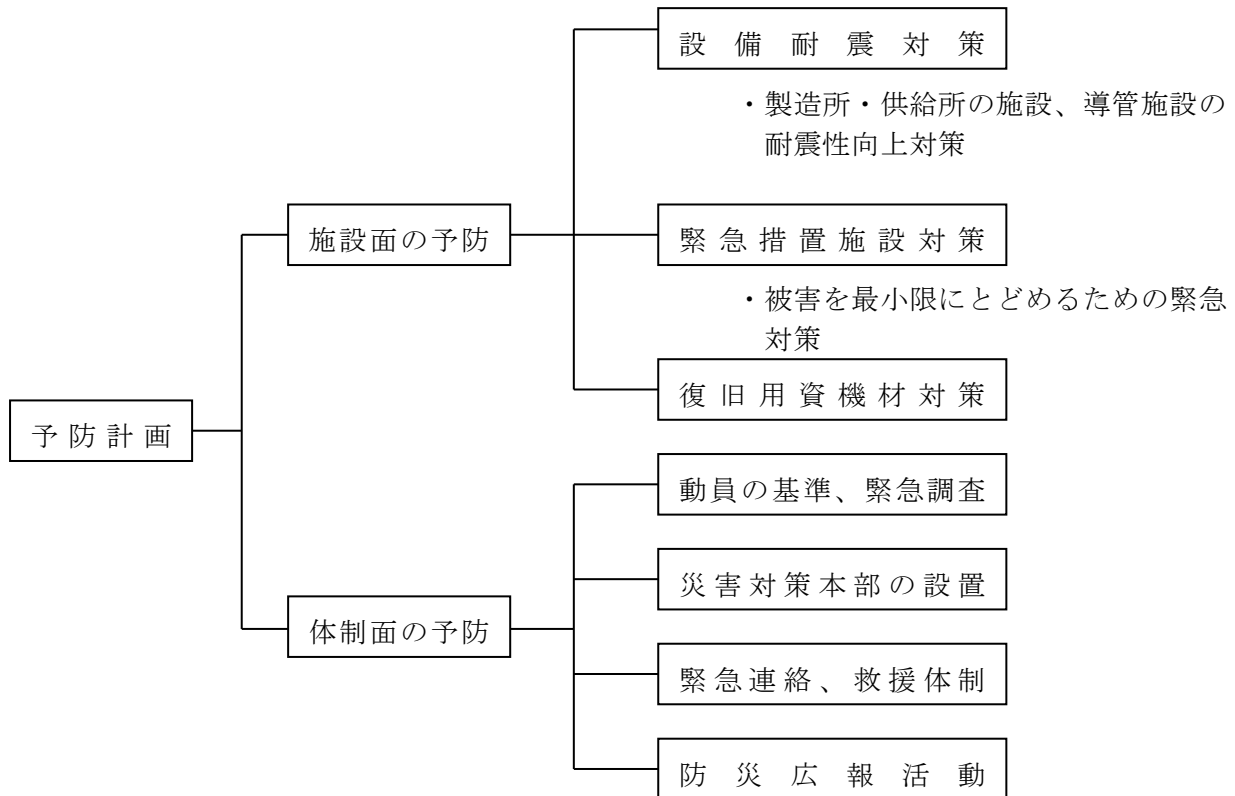
### 1 計画の方針

ガス事業における地震防災対策は、地震による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を目的として適切な対策を講ずることを基本とするものである。

このため、北陸ガス株式会社及び栄ガス消費生活協同組合は、施設面及び体制面の災害予防を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、広報計画を策定するものとする。

### 2 計画の体系

地震災害の予防計画としては、主としてハードを対象とした施設面の充実とそれを補完するソフトを対象とした体制面によって体系づける。



### 3 施設面の災害予防

#### (1) 施設耐震対策

震災対策の基本は、施設の耐震性向上にあるところから、施設の重要度に応じ合理的かつ効果的な対策を講ずる。

##### ア 製造所・供給所施設の対策

(ア) 新設する施設は、合理的な耐震設計によって設置する。

(イ) 既設の施設については、耐震性評価を行い重要度分類によって必要な補強等を行う。

- (ウ) 異常事態等を迅速・正確に把握するための通信・情報設備を整備する。
- (エ) 緊急措置を行うための遮断装置を設置する。
- (オ) 停電に備え、計装表示用の無停電電源装置、自家用発電装置等を設置する。

#### イ 導管施設の対策

- (ア) 新設する導管は、耐震性に優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管等の管材を使用し、接合は、溶接、抜け出し防止装置機構を有する機械的接合、融着等耐震性を有する方式を採用する。
- (イ) 耐震性の十分でない既設管については、被害を想定し、導管の重要性に応じて耐震性のある導管への取換え、あるいは更生修理等の対策を実施する。また、中圧管については、必要により接合部の補強を図る。

#### (2) 緊急措置施設対策

緊急対策の基本は、地震発生によるガスの二次災害を防止することである。そのため、緊急措置に必要な施設の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう、平常時より教育、訓練を実施し、運用体制を整備しておく。

#### ア 製造所・供給所施設の対策

- (ア) 検知・警報装置（地震計、漏えい検知器、火災報知器等）を設置する。
- (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等は、緊急停止のための設備を設置する。
- (ウ) 圧力等の遠隔監視及び緊急遮断弁の遠隔操作システムを備える。
- (エ) 防・消火設備の整備を図る。

#### イ 導管施設の対策

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するための導管網のブロック化
- (イ) 地震の震度、圧力の変動等の情報を迅速かつ確実に収集するシステムを構築。（事業所によりシステムは異なる）
- (ウ) 迅速かつ確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備。
- (エ) 需要家での二次災害を防止するため、マイコンメーターの設置を促進する。

#### (3) 復旧用資機材対策

ア ガス事業者は、復旧に備え、最低限の機器、工具、管材、備品等を備蓄する。また、調達が可能ないように必要資機材のリストを作成しておく。

イ 初動措置の際に必要な食料、水等を備蓄する。

ウ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源の確保についてあらかじめ調査しておく。

## 4 体制面の災害予防

次の体制面の災害予防計画を定めておくものとする。

#### (1) 動員の基準、緊急調査

ア 震度5弱以上（事業所により5強以上）の地震の際は、社員全員が出動する。また震度4以下（事業所により5弱以下）の地震の際は、指名者が出動する等、動員基準を明らかにしておく。

イ 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法、場所を定めておく。

ウ 地震発生直後の緊急被害調査に備えるため、あらかじめ調査票を用意しておく。

エ 導管の緊急調査のためのルート等をあらかじめ定めておく。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部は、あらかじめ設置基準を定め、規模、動員数及び分掌を規定しておく。

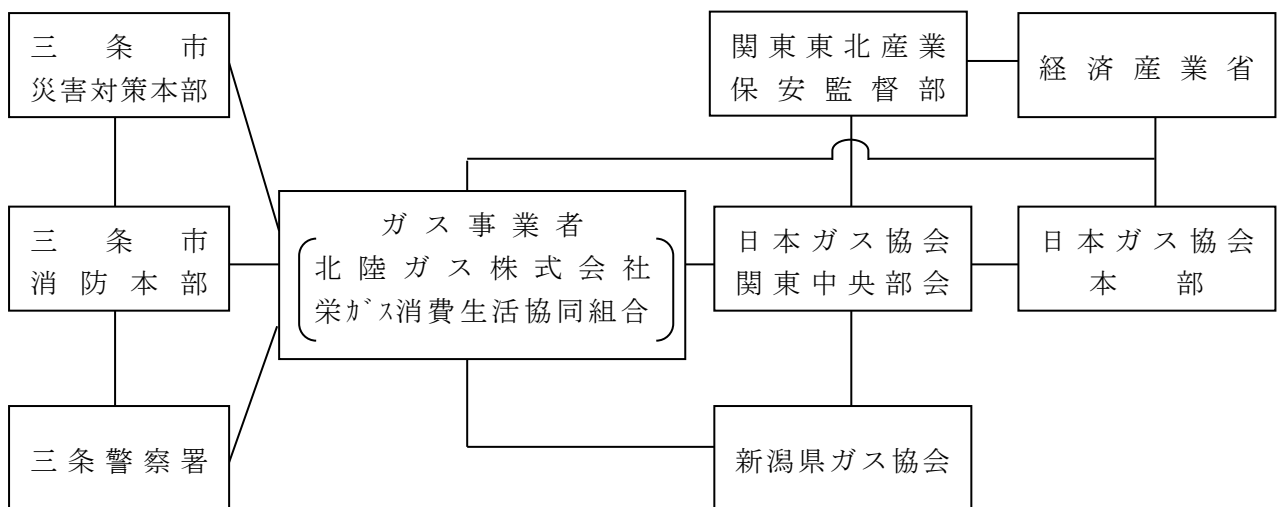
イ 災害対策本部の設置については、あらかじめその場所を特定し、非常通信設備、ファクシミリ、複写器等の備品並びに必要な図書及び帳簿類を整備しておく。

また、停電時にもそれらの設備が稼働できるよう非常電源装置を備える。

ウ ガス漏れ通報等の受付体制を整備する。

(3) 緊急連絡、救援体制

ア 災害の発生が予想され、又は発生した際に、経済産業省、日本ガス協会を始め、市関係機関等との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ緊急連絡体制を定め、情報連絡の方法を確認しておく。



イ 各事業者内の相互連絡のため、無線装置の整備、充実を図る。

ウ 製造所・供給所の施設及び導管施設の復旧について、復旧計画を作成する。

エ 復旧を確実にかつ迅速に行うため、協力工事店及び同業者からの救援について、あらかじめ定めておく。

オ 広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、救援要請を行うよう救援措置要領を整備しておく。

(4) 防災広報活動

地震発生時の二次災害防止と効果的な復旧作業を行うため、平常時、地震発生時、供給停止時等の広報の手段・方法について、あらかじめフロー図、広報例文、広報内容を準備しておく。

ア 平常時より、地震時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家を始め報道機関、市等関係機関との広報ルートを整備しておく。

イ 大規模な地震が発生したら、需要家はもちろん関係機関の協力の下、速やかに二次災害発生防止を図るための広報を行う。

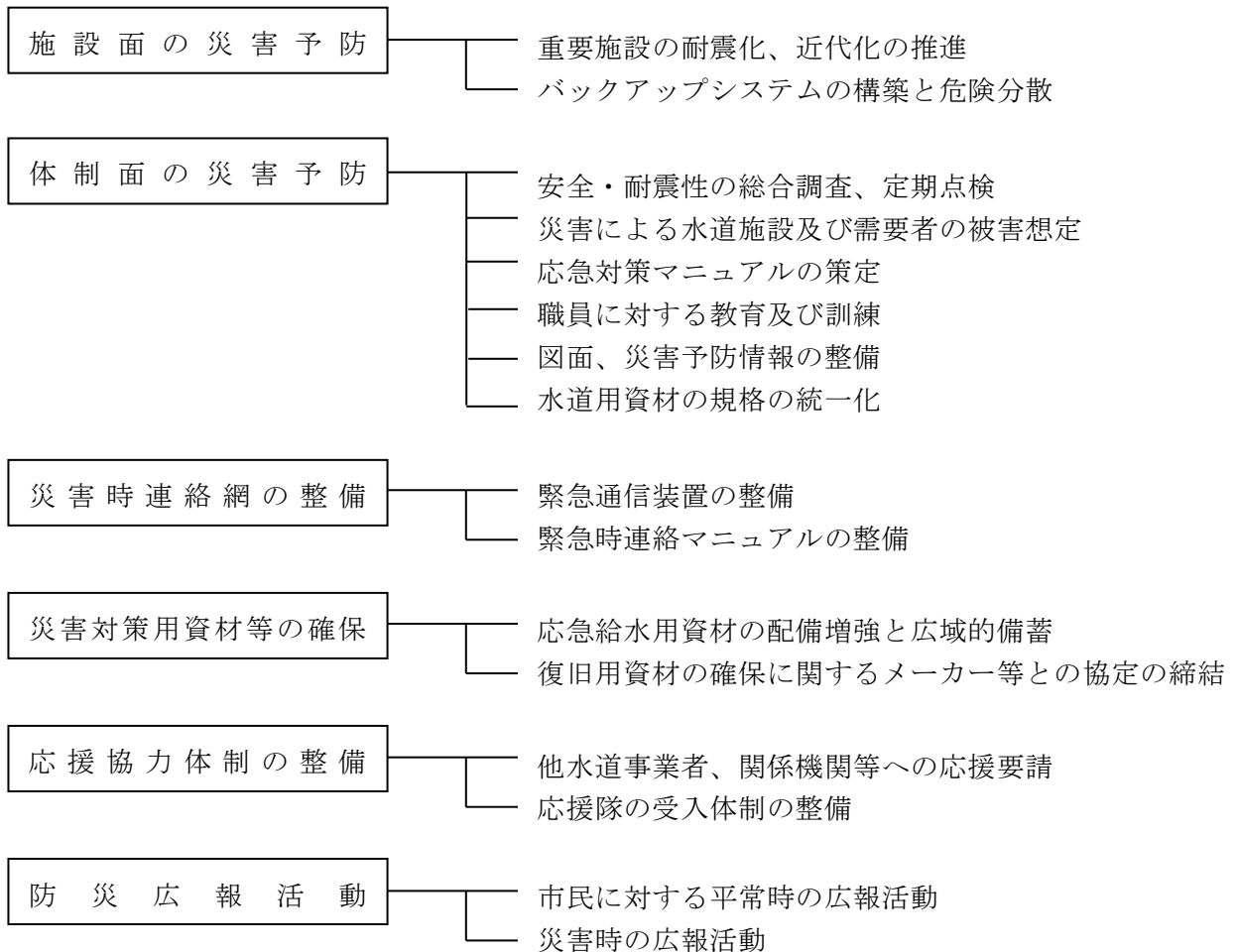
ウ 供給停止をした場合は、供給停止地区への広報のほか、供給継続地区へのガスの安全使用に関する広報を行う。

## 第 1 4 節 上水道施設災害予防計画

### 1 計画の方針

大規模な地震の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため平常時において資機材の整備、復旧計画、訓練、広報計画を策定するものとする。

### 2 計画の体系



### 3 施設面の災害予防

#### (1) 重要施設の耐震化、近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されている。このことから、地震発生時には、非耐震性の管路を中心に被害が発生することは、避けられないものと考えられる。

このため、市は、地震災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の耐震性の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進めるものとする。

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説」に基づき行うものとする。

#### ア 取水・導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、籠場取水口（頭首工を含む。）周辺の状況を把握し、原水の安定取水を図るとともに、地下水等予備水源の確保に努める。

#### イ 浄水施設

大崎浄水場については、供用開始年代も古く老朽化が進行しており、適宜、機能維持のための補修や改修工事を実施しているところであるが、国登録有形文化財として登録されていることから、今後の保存管理計画や水道施設としての維持管理計画、三条地域水道用水供給企業団からの受水計画等を踏まえつつ、安全・耐震性に関する総合調査等の実施により、老朽度や改善点を把握し、安全度の低い施設の改修や耐震化等を行う必要がある。

- ・ポンプ周りの配管構造物、薬品注入関係の配管設備や安全度の低い施設の改修や耐震化等を図る。
- ・被災時の停電を考慮し自家発電設備の整備を行う。
- ・保有水量を確保するため、配水池下流に緊急遮断弁等を設置する。

#### ウ 送水、配水施設

送水、基幹配水管（三条地区はφ300mm以上、栄・下田地区についてはφ200mm以上）については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用する。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水区域の縮小に努める。既設管については、漏水防止作業を実施し、老朽管の早期布設替に努める。

また、災害時に備え、基幹配水管からの緊急給水所を確保するとともに、緊急給水貯水槽を整備する必要がある。

#### 【緊急給水所】（拠点給水所）

##### (ア) 三条地区 13か所 13口

大崎浄水場系	2か所	2口
三条地域水道用水供給企業団柳沢調整池系	4か所	4口
三条地域水道用水供給企業団吉田調整池系	5か所	5口
須頃飲料水兼耐震性貯水槽（100m <sup>3</sup> ）	1か所	1口
島田飲料水兼耐震性貯水槽（100m <sup>3</sup> ）	1か所	1口

##### (イ) 栄地区 3か所 3口

三条地域水道用水供給企業団吉田調整池系	1か所	1口
三条地域水道用水供給企業団吉野屋調整池系	1か所	1口
三条地域水道用水供給企業団大面調整池系	1か所	1口

##### (ウ) 下田地区 3か所 3口

三条地域水道用水供給企業団檜山調整池系	2か所	2口
三条地域水道用水供給企業団飯田調整池系	1か所	1口
三条市合計	19か所	19口

#### (2) バックアップシステムの構築と危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保等、バックアップシステムの構築に努め、機能の強化、危険分散を図るものとする。



## 4 体制面の災害予防

### (1) 耐震性の総合調査、定期点検

#### ア 取水・浄水施設及び配水池等構造物

- (ア) 取水口の閉塞に備えて、被災時の取水方法を検討する。
- (イ) 老朽化した施設は、目視や非破壊検査等の調査を実施し、応急措置を施す。
- (ウ) 池状構造物の目地を調査し、伸縮性の高い目地材等による補強を行う。
- (エ) 沈殿池の傾斜板装置の吊り材、薬品注入設備や付帯設備を点検し、補強を行う。
- (オ) 緩速ろ過池の下部集水装置を点検し、補強を行う。
- (カ) 自然流下系の配水池に緊急遮断弁を設置する。
- (キ) 水質試験用の薬品類は、破損対策、混薬防止のため、分離保管等を行う。

#### イ 導水・送水・配水管路

- (ア) 管路を新設する場合は、基幹配水管等の重要度の高いものから耐震性の高い管及び継手を用いる。
- (イ) コンクリートブロック積上げ構造のバルブ室等の耐震性の強化、構造上不安定な消火栓、空気弁は補強を行う。
- (ウ) バルブのキャップは、日本水道協会規格品とする。また、開閉器の予備を相当数準備する。
- (エ) 橋梁添架管は、支持取付部吊り金具等の構造は、堅固にするとともに、必要に応じて伸縮管の設置などの補強を行う。
- (オ) 普通、高級铸铁管（印籠継手）、硬質塩化ビニル管（TS継手）、石綿セメント管等による基幹配水管は、耐震性の高い管及び継手に布設替をする。
- (カ) 断水区間を縮小できるようバルブを設置する。

#### ウ 機械・電気・計装設備

- (ア) 電線、ケーブル配線は、配電盤の転倒、移動に備え十分な余長を持たせる。緊急時に入手困難な材料は備蓄する。
- (イ) ポンプ設備の水没を防ぐため、構造、目地の調査を行い、必要な補強改善等を行う。
- (ウ) 塩素設備は、配管類の強化、ポンベの転倒及び滑動防止を強化する。

### (2) 地震による水道施設及び需要者の被害想定

既設導水・送水・配水管は、非耐震性の管路を中心に被害が発生することを予測し、給水目標及び応急対策計画を検討するものとする。

### (3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを作成しておくとともに、従事者の動員表、役割分担表を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。

### (4) 職員に対する教育及び訓練

#### ア 教育

震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、計画的な研修会等を実施する。

#### イ 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応を図られるよう平常時における総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を実施する。

### (5) 図面、災害予防情報の整備

拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、市上下水道課にコピー機を配備し、迅速に、

必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。

(6) 水道用資材の規格の統一化

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。

## 5 災害時連絡網の整備

(1) 緊急通信装置の整備

緊急時に確実に使用できる通信装置（行政無線、携帯電話）の整備に努めるものとする。

(2) 緊急時連絡マニュアルの整備

市は、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時における連絡体制の確保に努める。

## 6 災害対策用資材等の確保

(1) 応急給水用資材の配備増強と広域的な備蓄

ア 給水車、給水タンク、消毒剤等の応急給水用具の整備を図ることとし、不足分については、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて対応する。

イ 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水発見機等の応急復旧用機材の整備を図ることとし、不足分については、三条管工事業協同組合、三条市建設業協会等から借り上げて対応する。

(2) 復旧用資材の確保に関するメーカー等との協定の締結

応急復旧用資材の備蓄は、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

## 7 応援協力体制の整備

(1) 他水道事業者、関係機関等への応援要請

ア 三条管工事業協同組合、三条市建設業協会等に応援要請を行う。

イ 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて、応援要請を行う。

ウ 災害規模に応じて、県外水道事業者に応援要請を行う。

(2) 応援隊の受入体制の整備

混乱期では、市内での受入体制が困難であることも考えられるので、他市町村の宿泊リストの作成、その他適切な方法で受入体制を整えるものとする。

## 8 防災広報活動

(1) 住民等に対する平常時の広報活動

地震防災活動を円滑に進めるため、市は、平常時から住民等に対し、防災体制及び飲料水の確保方策等について周知徹底するよう、広報紙、パンフレットの配布等により次のような事項を広報し、防災意識の向上を図ることが必要である。

ア 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日3ℓ 3日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

イ 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯を非常時の生活用水や防火用水に利用する。

ウ 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

(2) 災害時の広報活動

ア 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

(ア) 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

(イ) 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

イ その他、地震時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努めるものとする。

## 第 15 節 下水道施設災害予防計画

### 1 計画の方針

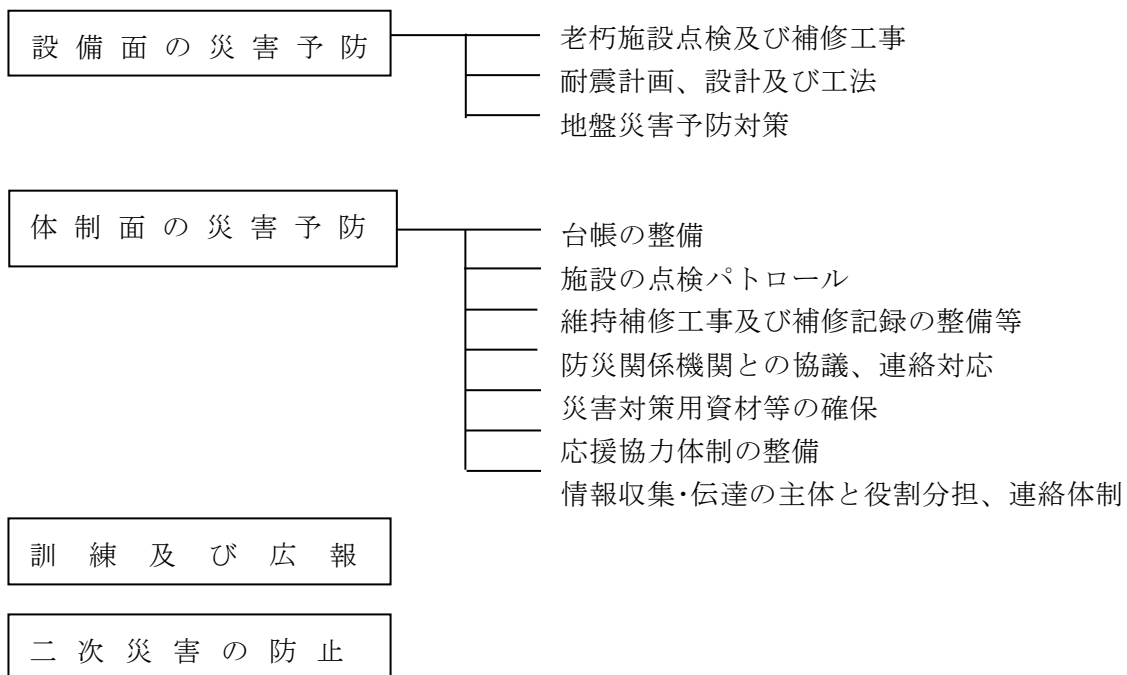
下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、地震の発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、市は、既存施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては耐震化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を策定するものとする。

### 2 計画の体系

下水道施設は、末端管渠から処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されており、下水道施設のすべてを耐震的なものにすることは技術的にも経済的にもできないが、できるだけ耐震化を図る必要がある。

特に幹線管渠、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、耐震対策を講じた施設整備を計画的に実施する。



### 3 設備面の災害予防

#### (1) 老朽施設点検及び補修工事

市は、下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所を改善に努めるものとする。

#### (2) 耐震計画、設計及び工法

市は、下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討するものとする。

### (3) 地盤災害予防対策

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、地盤の液状化による施設被害が予測される。したがって、今後下水道施設の液状化対策を検討するものとする。

## 4 体制面の災害予防

### (1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、市は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図るものとする。

### (2) 施設の点検パトロール

市は、下水道施設の点検パトロールにおいて、地震災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

### (3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は、異状箇所の補修及び施設改良の記録が、地震災害時有効に活用できるよう整備しておくものとする。

### (4) 防災関係機関との協議、連絡対応

ア 市は、関連機関（道路管理者、河川管理者、警察、ガス事業者、電力会社、NTT等）とは、地震時の連絡、対応、協力体制等について事前に打合せをしておくものとする。

特に、道路管理者、河川管理者、警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておくものとする。

イ 市は、県との災害応援協定等による緊急体制の整備をしておくものとする。

### (5) 災害対策用資材等の確保

ア 調査用機材及び応急措置用資材は、地震後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

### (6) 応援協力体制の整備

市は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せしておくものとする。

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 非常配備体制

エ 緊急時における連絡手段の確保

### (7) 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておくものとする。

## 5 訓練及び広報

市は、地震発生時における的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行うものとする。また、一般家庭・事業所における携帯トイレ等備蓄の重要性、災害時の下水道使用について普及啓発を行うものとする。

## 6 二次災害の防止

市は、地震による災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止するものとする。また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えいその他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

## 第 16 節 危険物等施設災害予防計画

### 1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の危険物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因の基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因にもなり得る。

危険物等を取り扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずるとともに、消防機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安確保措置を講じ、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図るものとする。

### 2 計画の体系

危険物施設安全対策

火薬類製造施設等安全対策

高圧ガス製造施設等安全対策

毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

放射線使用施設（医療機関）の安全対策

### 3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、震災等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェートを占めることが予想されることから、災害時の初期対応が特に重要と考えられる。

このため危険物取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、化学消防力の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

また、消防機関は、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施するとともに、次の指導等を行い、災害を未然に防止するものとする。

なお、三条市内における危険物施設の現況は、資料編「15-1 危険物施設数」のとおりである。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

- (5) (財)新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。
- (6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。
- (7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。

#### 4 火薬類・高圧ガス製造施設等安全対策

火薬類及び高圧ガスは、その物性や化学的特性から、また爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、火薬類取扱事業所及び高圧ガス取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練によるヒューマンエラーの防止策、災害の未然防止を図るものとする。

また、消防機関は、次の安全対策を実施するものとする。

なお、三条市内における高圧ガス・火薬類取扱施設の現況は、資料編「15-2 高圧ガス・火薬類取扱施設の現況」のとおりである。

- (1) 貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携
- (4) 高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもと、より実践的な防災訓練等の実施についての指導
- (5) 災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う等、迅速な対応についての指導

#### 5 毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

毒物及び劇物は、その物性や化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。このため県は、災害時における毒物又は劇物による危害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売及び使用のあらゆる段階において次のとおり規制、指導を行い、災害予防対策を講ずるものとする。

また、消防機関は、査察等を通じ必要と認めるときは、県に対し、規制、指導等を要請するものとする。

なお、三条市内における毒物・劇物保管貯蔵施設の現況は、資料編「15-3 毒物・劇物取締法に基づく施設数」のとおりである。

- (1) 毒劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合するよう施設を維持させる。
- (2) 関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- (3) 営業所等に対し立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (4) 毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び有機リン剤等の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

#### 6 放射線使用施設（医療機関）の安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から、漏えいすると環境を汚染する災害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害阻止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

なお、三条市内における放射線使用施設の現況は、資料編「15-4 放射性同位元素等使用事業所の現況」のとおりである。



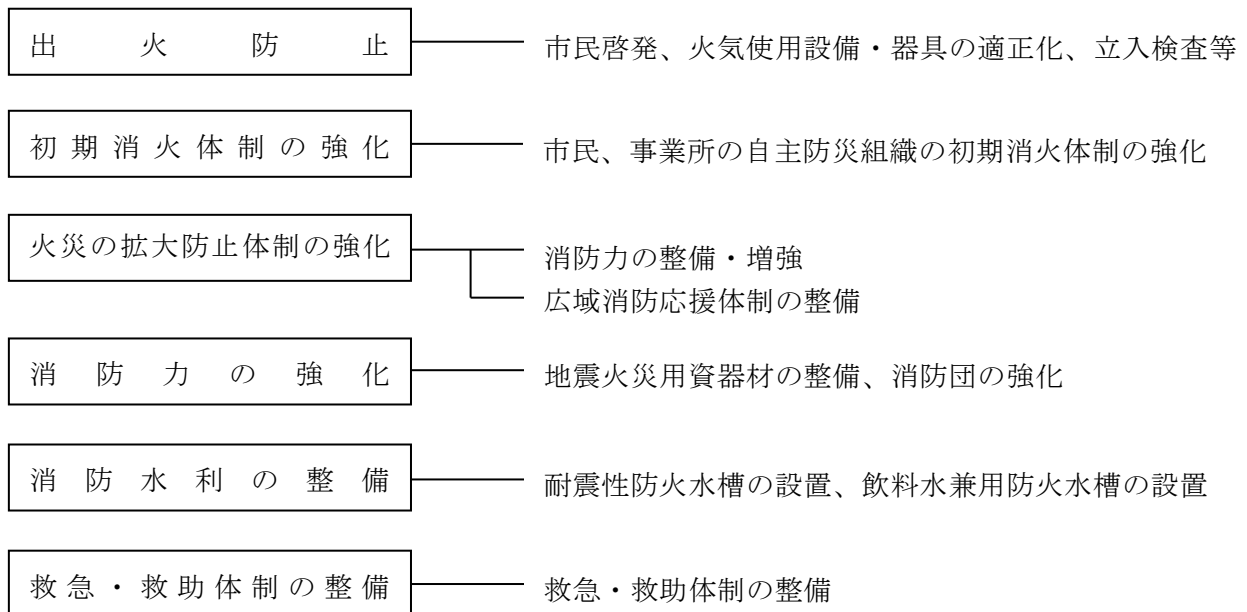
- (1) 事前に実施すべき具体的措置
  - ア 放射線施設
    - (ア) 放射性同位元素汚染の拡大防止のため開口部や配管、配線の被害防止対策等
    - (イ) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置
  - イ 放射線施設内設備
    - (ア) 線源収納部の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置
    - (イ) 治療用線源、C Tなどによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等
  - ウ 放射性同位元素保管容器類
    - (ア) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒及び落下防止対策
    - (イ) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置
- (2) 非常用機器材の整備
  - ア 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備
  - イ 非常用電源類等の整備
- (3) 放射性同位元素の管理
  - 緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等
- (4) 行動マニュアル類の整備
  - ア 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化
  - イ 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示
- (5) 防災教育
  - ア 防災計画概要及び基本姿勢の周知
  - イ 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知
- (6) 防災訓練
  - 規模、形態に応じた定期的な防災訓練の実施

## 第 17 節 火災予防計画

### 1 計画の方針

木造家屋の比率が高い我が国では、大規模地震発生時、家屋倒壊の一次災害より、火気使用器具や薬品の落下、ガス漏れ等による二次災害の方が大きい可能性があり、これは過去の大震災などからも明らかである。また、近年普及の著しい防耐火造建物にしても、火災による被害の可能性は皆無とはいえない。したがって、地震時の出火防止を基本とした火災予防対策について計画を定めるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 出火防止

地震発生時には、可燃物が火気使用設備、器具自体の付近に転倒、落下又は接触するなどにより出火している場合がほとんどであり、地震発生直後、速やかに出火防止のための処理を行うことにより、出火率は大幅に低減する。したがって、消防機関は、住民及び事業所に対し火災予防運動、消防訓練等の機会を通じ、出火防止に努めるものとする。

#### (1) 住民等への啓発

住民等の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発に努める。

ア 講習会、広報手段を利用し住民等に対し、出火防止のための防災教育の実施

イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及

ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

エ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及

オ 灯油等危険物の安全管理の徹底

#### (2) 火気使用設備・器具の安全化及び内装材料等の不燃化

- ア 火気使用器具の安全管理
  - イ 液体燃料を使用する火気使用器具の耐震安全装置の設置及び機能維持
  - ウ 常時火気を使用する施設の管理の強化
  - エ 火気を使用する事業所、不特定多数の出入りする事業所の指導の強化
  - オ 建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化の指導
- (3) 化学薬品、火薬類の安全化
- ア 化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院及び研究所に対する保管の適正化指導、保管施設の耐震不燃化の促進を行う。
  - イ 危険物施設は、出火要因のみならず延焼要因にもなるため、立入り検査を通じ、耐震性の強化、自主防災体制、防災資機材の整備を指導する。
- (4) 高層建築物等の立入検査
- 高層建築物、大規模小売店舗及び多量の火気を使用する防火対象物は、定期的に立入り検査を実施し、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置を行い、また、地震時における従業員の対応要領の指導を行う。
- (5) 防火管理者等に対する指導
- ア 従業員に対する消防計画の周知徹底
  - イ 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
  - ウ 防災センター要員に対する教育の徹底
  - エ 救出、救護知識の普及及び必要な資器材の整備
  - オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
  - カ 実践的かつ定期的な訓練の実施

#### 4 初期消火体制の強化

地震に伴う火災発生時には、住民各自が初期のうちに火を消すことが大切で、住民は、出火を発見した場合は、大声で隣近所に声を掛け合うなど協力して初期消火に努めるものとする。さらには、住民からなる自主防災組織及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動も重要であるため、消防機関は、これらの組織に対し、火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、初期消火体制の強化に努めるものとする。

- (1) 家庭への初期消火器具の普及と取扱指導
- (2) 会社、事業所の初期消火体制の充実強化
- (3) 自主防災組織への小型ポンプ配備

#### 5 火災の拡大防止体制の強化

現状の都市構造においては、住民、事業所等の協力によって、出火防止及び初期消火の徹底を図っても、なお相当数延焼火災の発生が予想される。したがって、消防機関は、被害が予想される地域については、拡大防止の措置を行うため、人命安全確保を重点とした消防体制の整備を進めるものとする。また、地震火災に即応した効率的な部隊運用が図られるよう活動方針と消防体制を強化するものとする。

##### (1) 消防力の整備・増強

同時多発生・広域性を有する地震火災の防止をすべて消防機関が行うことは困難なため、市及び消防機関は、総合的な消防計画の策定、消防施設の充実強化、地域消火体制の整備、消防団の充実活性化等消防力の整備強化を図るものとする。

- ア 消防力の基準に基づく隊員の増員

- イ 地震火災用資機材の整備
- ウ 消防通信機器の整備
- エ 消防団の強化

三条市消防本部の平成31年4月1日現在の消防体制は、次のとおりである。

署所数	1本部 1署 2分署 3分遣所
消防吏員数	152人（定数）
消防ポンプ自動車	6台
水槽付ポンプ自動車	5台
化学消防車	1台
はしご車	1台
救助工作車	1台
支援車	2台
救急自動車	6台

三条市消防団の平成31年4月1日現在の体制は、次のとおりである。

	方面隊数	分団数	団員数	ポンプ 置場	小型動力ポンプ 積載車
三条市消防団	3方面隊	22分団	1,346人 （定数）	100	100

(2) 消防水利の整備

大規模地震時においては、消火栓の使用が困難になることが予測されるため、火災時には消火栓以外の水利を確保する必要がある。特に延焼拡大のおそれのある地域、水利確保に困難な地域には耐震性防火水槽、広域避難所には飲料水兼用防火水槽が必要となることから、市は、効率的かつ計画的に水利整備計画を樹立し、消防水利の整備を図るものとする。

- ア 防火水槽の設置
- イ 耐震性防火水槽の設置
- ウ 飲料水兼用型防火水槽の設置

三条市内の平成31年4月1日現在の防火水槽設置状況は、次のとおりである。

100m <sup>3</sup> 以上		2基
60m <sup>3</sup> 以上	100m <sup>3</sup> 未満	3基
40m <sup>3</sup> 以上	60m <sup>3</sup> 未満	133基
40m <sup>3</sup> 未満		293基
合 計		431基

(3) 消防活動路等の確保

(4) 広域消防応援体制の整備

消防相互応援協定締結状況（第3章 第10節「火災対策計画」7 広域応援体制 参照）

(5) 重要防火対象物等の把握

## 6 救急・救助体制の整備

大規模地震発生直後は、広域的に多数の負傷者が発生するとともに、電話回線の不通、道路交通の混雑等による障害により救急車等の走行が困難となることが予測されるため、市及び消防機関は、関係機関の協力を得て救急・救助体制の整備を図るものとする。

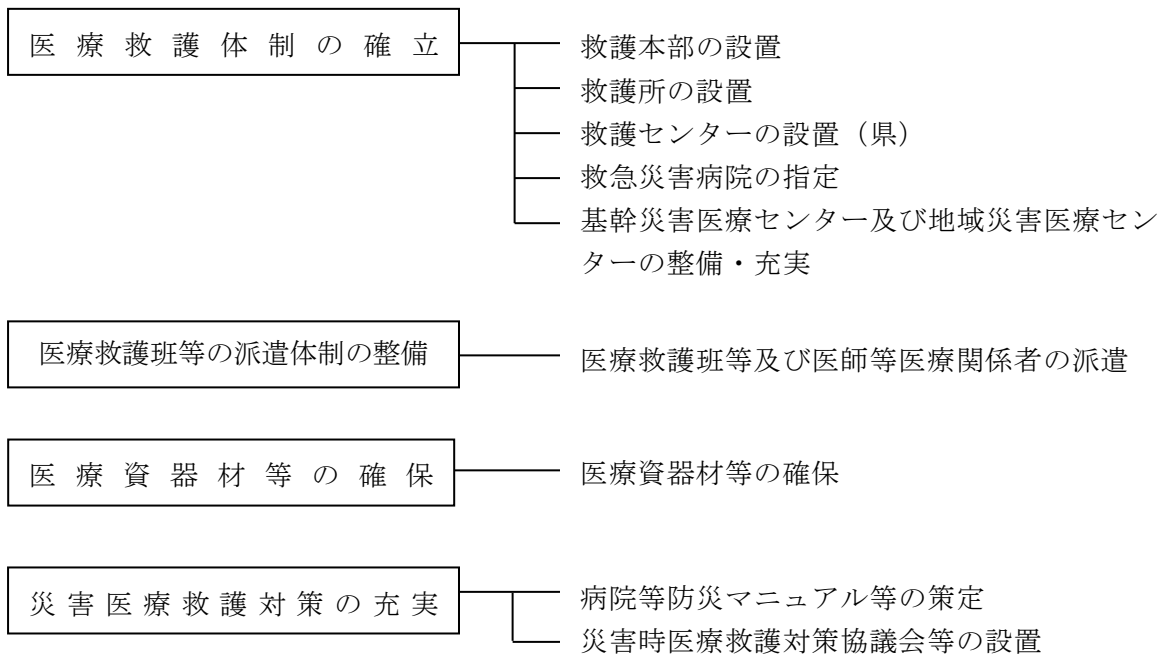
- (1) 救急、救助に必要な車両、資機材を消防署所に分散配備した効果的運用
- (2) 消防団ポンプ置場に簡易救助資機材の配備
- (3) 消防機関及び三条地域振興局健康福祉環境部、三条市医師会などと医療救護における協力体制の確立及びボランティアの受入体制の整備
- (4) 救急、救助における応援体制の整備
- (5) 救急救助隊員の育成
- (6) 民間所有の救急、救助に活用できる車両及び資機材の運用計画の整備
- (7) 消防団、自主防災組織等に軽微な負傷者等に対する応急処置や活動支援を可能にするための計画的な救急講習会の開催

## 第18節 医療救護体制の整備

### 1 計画の方針

市及び県は、三条市医師会、三条市歯科医師会、三条市薬剤師会等の医療関係団体（以下「医療関係団体」という。）及び医療機関と緊密な連携を図り、地震被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築するものとする。

### 2 計画の体系



### 3 医療救護体制の確立

市は、地震から住民等の生命、健康を守るため、医療救護体制の整備を行うものとする。

#### (1) 救護本部の設置

市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、救護本部を設置するものとする。

#### (2) 救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕の設置

##### ア 救護所設置予定施設の指定

救護所設置予定施設は、災害対策支部（第1次避難所）とする。また、状況により他の避難所に設置する。

##### イ 医療救護班の編成

市は、医療関係団体及び医療機関と協議し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による医療救護班を編成するため、「医療救護班編成計画」を定めるものとする。

##### ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、地震が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

#### (3) 救護センターの設置

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、三条保健所等の施設に救護センターを設置するものとする。

#### (4) 救急災害病院の指定

市は、医療機関と協議の上、震災時における前記(2)の救護所のほか、次の救急災害病院を指定し、必要な患者を搬送する計画を定めるものとする。

なお、指定救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ、又は三条保健所を通じて域外転送を図るものとする。

##### 【救急災害病院】

- ・三条総合病院
- ・新潟県済生会三条病院
- ・三之町病院
- ・富永草野病院

#### (5) 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターの整備・充実

県は、災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる基幹災害医療センター及び地域災害医療センターを選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努めるものとする。

### 4 医療救護班等の派遣体制の整備

県は、地震発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行うものとする。

### 5 医療資器材等の確保

市は、震災時における傷病者の応急手当のため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実を図るものとする。

また、市は、震災時における医療品、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等について、取扱事業所と供給協力体制を定めるものとする。

なお、取扱事業所については、資料編「10-4 医療品調達先」のとおりである。

### 6 災害医療救護対策の充実

#### (1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する震災対策計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

#### (2) 災害時医療救護対策協議会等の設置

県は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を確保するため、災害時医療救護対策協議会を設置するものとする。

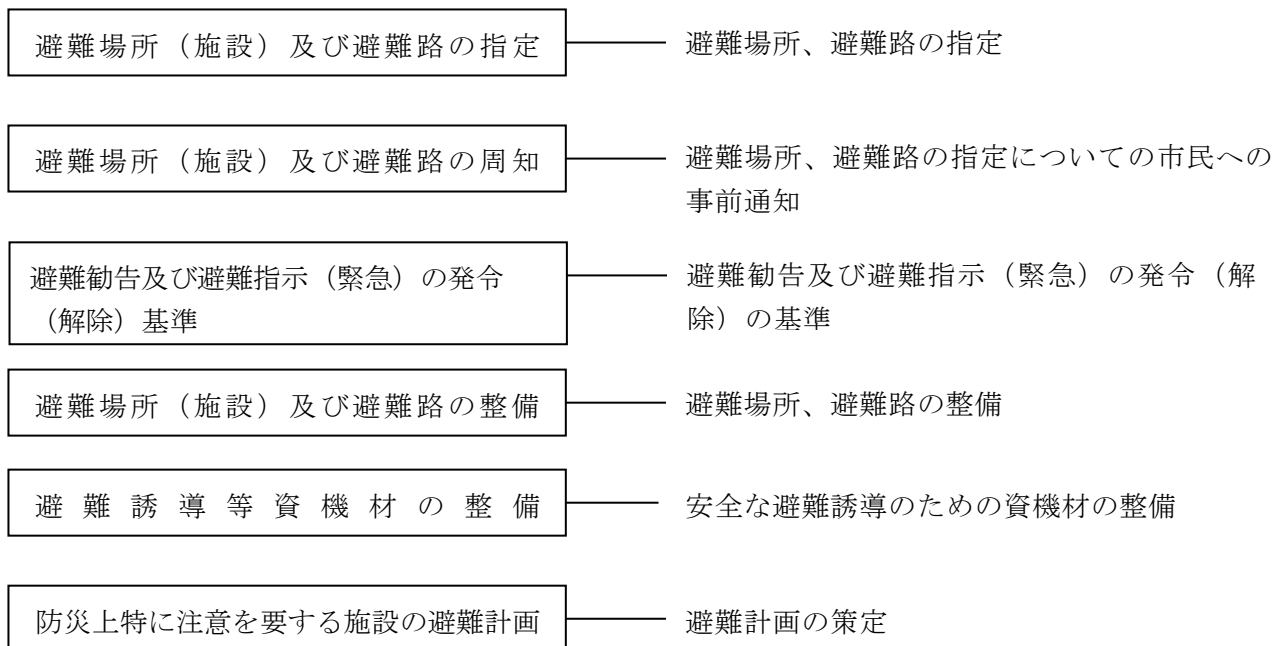
三条保健所は、災害時医療救護対策地域連絡協議会を設置し、地域の実情に即した災害時医療体制の整備運営及び医療救護計画の整備推進等について、具体的方策を協議検討する。

## 第 19 節 避難計画

### 1 計画の方針

大地震による被害は、火災などの二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図るものとする。また、あらかじめ避難場所、避難経路を定め、住民等に周知しておくものとする。

### 2 計画の体系



### 3 避難場所（施設）及び避難路の指定と事前周知

避難場所（施設）は、災害の種類ごとに安全な立地や構造等の基準を満たす場所（施設）について、避難者が自宅等に戻るまでの間炊き出しや物資の提供を受けながら過ごすための滞在型の避難所と、災害の危険から緊急的に身を守るための緊急避難場所に区分し、市がそれぞれ指定する。また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有等施設についても避難できる施設とする。

なお、市は、避難場所（施設）数の確保が必要であることから、その他の民有施設等においても、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努めるものとする。

また、同意を得た民有施設については、災害時に円滑な避難が実施できるように、事前に市との間で協議を行っておくものとする。

さらに、市は、緊急時における市民の避難先を確保するとともに、地域特性に応じた住民避難を促すために、地域内にある民有施設について、その所有者等の同意を得て緊急避難場所に選定するよう、自治会長等に働きかけるものとする。

なお、市が指定する緊急避難場所及び避難所については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として政令で定める基準に適合するものであることとする。

避難場所（施設）については、資料編「8-1 避難施設一覧表」のとおりとする。



(1) 避難場所（施設）の指定

市は、避難場所、避難経路を指定するに当たっては、アの基準を満たす施設を指定し、イからカのことに留意するものとする。

- ア 屋内の場合は耐震性を有している公共施設、屋外の場合は周囲に倒壊物による危険のない敷地等
- イ 地震、地すべり、山崩れ等の災害種別を考慮した安全性の確保
- ウ 地域別に指定
- エ 余裕のある収容人員
- オ 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保
- カ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないような配慮

(2) 避難所の種別

避難所を指定したときは、災害時に速やかに開設するため、あらかじめ次のとおり第1次避難所、第2次避難所及びその他避難所に分類するものとする。また、第1次避難所及び第2次避難所については、あらかじめ市職員を避難所要員として指定しておくものとする。

- ア 第1次避難所 市内のいずれかの地域で震度5弱以上の地震が発生した場合に開設する避難所
- イ 第2次避難所 避難所がある地域内で震度5弱以上の地震が発生した場合に開設する避難所
- ウ その他避難所 第1次避難所及び第2次避難所の開設後、避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難所

(3) 避難路の指定

市は、避難場所（施設）への避難路の安全性を確保するため、次のことに留意するものとする。

- ア 十分な幅員の確保
- イ 万々に備えた複数路の確保
- ウ 浸水、崖崩れ等の危険のない箇所への考慮

(4) 避難場所（施設）及び避難路の事前周知

市は、避難場所（施設）及び避難路を、災害ハザードマップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努めるものとする。

#### 4 避難勧告・指示（解除）の基準

市は、地震の発生、火災の延焼などにより、住民等の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるときは、当該地域の住民等に対し避難勧告を発令する。

また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。

なお、避難勧告・避難指示（緊急）の発令（解除）に当たっては、次のことに留意するものとする。

(1) 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令

- ア 災害の的確な情報収集、早期の避難勧告・避難指示（緊急）及び迅速な伝達
- イ 災害種別ごとに、適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定
- ウ 災害時要援護者への支援
- エ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成
- オ 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定、派遣

- カ 避難場所の設営及び運営のための職員の指定、派遣
- キ 避難勧告及び避難指示（緊急）を行った場合の県知事への報告

(2) 避難勧告及び避難指示（緊急）の解除

- ア 適切な解除と伝達方法
- イ 県知事への報告

(3) 住民等への周知

市は、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された際にとるべき行動等、その意義について住民等に周知するものとする。

## 5 避難場所（施設）・避難路の整備

市は、避難場所（施設）については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮等についても考慮するものとする。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物の防止対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備に努めるものとする。

## 6 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、的確な情報の収集と、適切な情報の伝達のための防災無線（同報系、移動系、地域系）等の整備、及び応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材等の整備に努めるものとする。

## 7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市指定の避難場所、経路、誘導及びその他指示伝達の方法等の避難計画を策定しておくものとする。

## 8 広域の避難計画

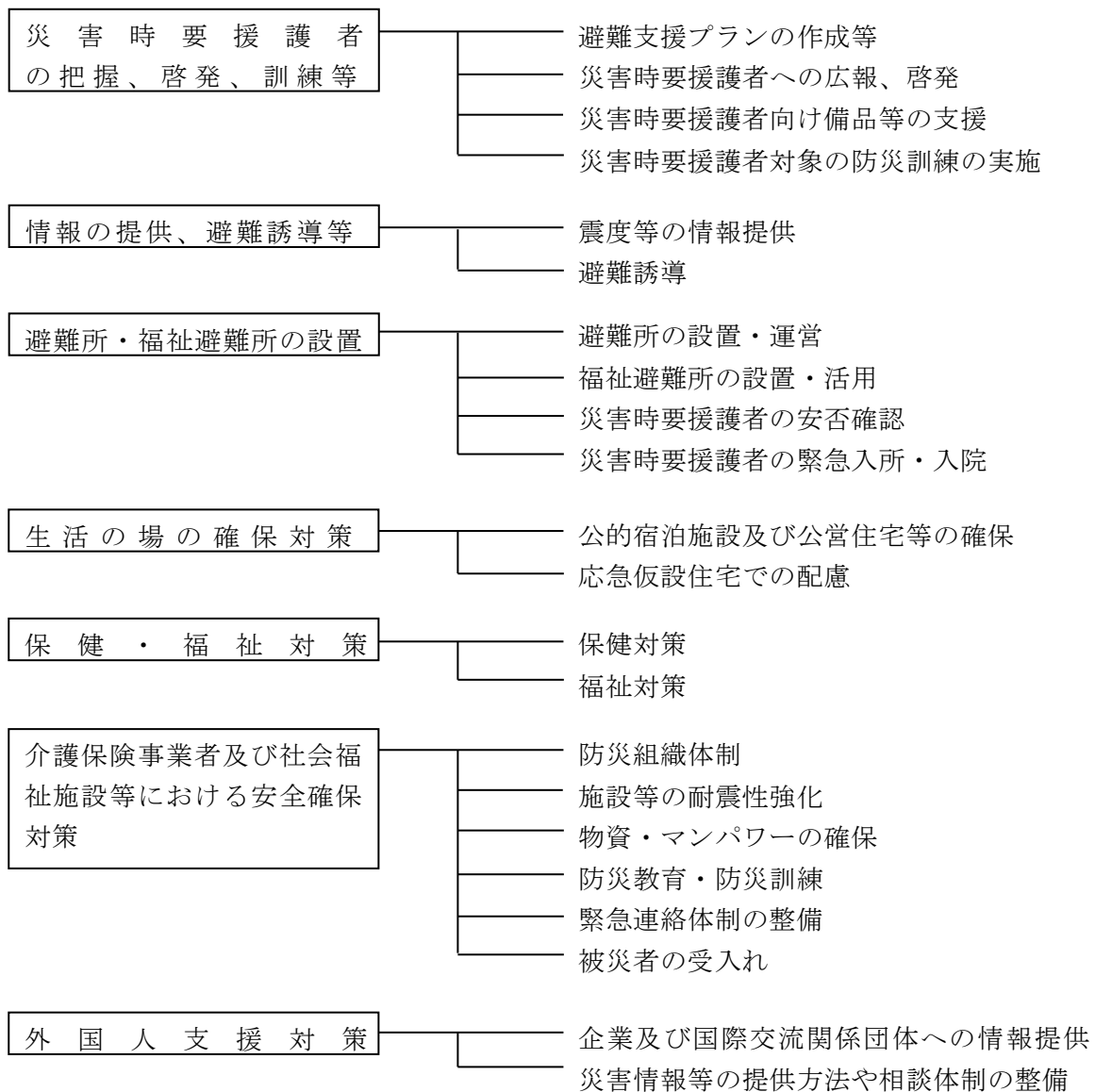
市内全域にわたり被害の様相が深刻な場合、避難施設に収容しきれないことが予想されるため、市は、避難場所（施設）に関し、近隣市町村と応援協定を締結して避難場所を確保するものとし、なお収容しきれないときは、県等に要請するものとする。

## 第20節 災害時要援護者の安全確保計画

### 1 計画の方針

震災時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする災害時要援護者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市等の行政と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立するものとする。

### 2 計画の体系



### 3 災害時要援護者の把握、啓発、訓練等

#### (1) 避難支援プランの作成等

##### ア 避難支援プランの作成

市は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を基にして、災害時要援護者情報の収集に当たり民生委員、自治会長等と十分連携を図りながら、「災害時要援護者の避難支援プラン」を作成する。また定期的に見直しを図るとともに、個人情報の保護に万全を期するものとする。

##### イ 災害時要援護者名簿の作成

市は、災害時要援護者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、災害時要援護者名簿を作成するものとする。

##### (ア) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

###### a 避難要支援者

次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者のみ世帯に属するもの

- (a) 要介護認定3～5を受けている者
- (b) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (d) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

###### b 情報伝達要支援者

次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ避難要支援者に該当しないもの

- (a) 要介護認定3～5を受けている者
- (b) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (e) 市の生活支援を受けている難病認定者
- (f) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

##### (イ) 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時要援護者名簿には、災害時要援護者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、災害時要援護者名簿を作成するに当たり、災害時要援護者に該当する者を把握するために、市の関係部署で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。

##### (ウ) 災害時要援護者名簿の更新

災害時要援護者の状況は常に変化し得ることから、災害時要援護者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

##### (エ) 災害時要援護者名簿の情報共有及び地域ぐるみの支援体制

作成した災害時要援護者名簿の情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、自治会長等と情報の共有を図るとともに、災害時要援護者に対し、必要に応じ保健師又はホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、自治会長等と協力し、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

#### (2) 災害時要援護者への広報、啓発

市は、災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災知識の普及に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの災害時要援護者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者向け備品等の支援

市は、実情に応じて、災害時要援護者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資器材等の整備を図るための支援を行うものとする。

(4) 災害時要援護者対象の防災訓練の実施

市は、災害時要援護者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

#### 4 情報提供等及び避難誘導

(1) 情報提供等

市は、地震発生時において、同報系防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、災害時要援護者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努めるものとする。特に、民生委員、自治会長等は、災害時要援護者名簿を基にその安否確認等ができるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導

避難誘導は、災害時要援護者に対して近隣住民が果たすべき役割であると考えられるため、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、民生委員は、災害時要援護者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておくものとする。

#### 5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき第1次避難所及び第2次避難所を開設し、避難してくる災害時要援護者を受け入れられるよう、その体制整備に努めるものとする。なお、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備に努めるものとする。

イ 市は、避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、災害時要援護者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設等の設置法人との協定の締結や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深めておく。

### (3) 災害時要援護者の安否確認

地震発生時における災害時要援護者の安否確認は、民生委員、自主防災組織、自治会等の地域の協力を得ながら行うものとする。

避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、災害時要援護者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備に努めるものとする。

### (4) 災害時要援護者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な災害時要援護者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努めるものとする。

## 6 生活の場の確保対策

### (1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要援護者の収容先として確保に努め、また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努めるものとする。

### (2) 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者向けの仕様や入居者の選考にも配慮するものとする。

## 7 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制についても整備する。

### (1) 保健対策

市は、災害時要援護者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、災害時要援護者に対しては、十分に配慮するものとする。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

### (2) 福祉対策

ア 災害時要援護者のニーズの把握等

災害発生直後に、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会長等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備するものとする。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要援護者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努め

るものとする。

## 8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

また、災害時に県、市から要請を受けた災害時要援護者の受け入れができるよう、平常時から体制の整備をしておくものとする。

### (1) 防災組織体制

#### ア 自衛防災組織の設置

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担するものとする。

#### イ 情報連絡・応援体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、消防本部等の防災関係機関との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。また、必要に応じて消防、警察及び近隣施設との連絡会議を設置し、施設の内部構造や入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努めるものとする。

#### ウ 夜間体制の充実

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置に努め、夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制、宿直制の確保に努めるものとする。

### (2) 施設等の耐震性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の社会福祉施設等においては、耐震度調査を実施し、必要と認められたものから順次改修などに努めるものとする。

また、常日ごろから備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、社会福祉施設等の安全性の維持・強化に努めるものとする。

### (3) 物資・マンパワーの確保

#### ア 食料品等の備蓄

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害に備えて2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努めるものとする。

#### イ 地域住民等との協力体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、さらに、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努めるものとする。

### (4) 防災教育・防災訓練

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員、入所者等に対し日ごろから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求めたり、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努めるものとする。

### (5) 緊急連絡体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努め

るものとする。

(6) 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先するものとする。

このため、市は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、余裕スペースの確認に努めるものとする。

## 9 外国人支援対策

(1) 企業及び国際交流関係団体への情報提供等

市は、災害発生時に言葉や生活習慣、防災意識の違い等から生じる外国人の孤立等を防止するため、県や関係団体の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策を行うものとする。

市は、必要に応じて、外国人雇用企業や市国際交流協会等関係団体の協力を得て、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 災害情報等の提供方法や相談体制の整備

日ごろから、県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人に対する支援体制の整備に努めるものとする。





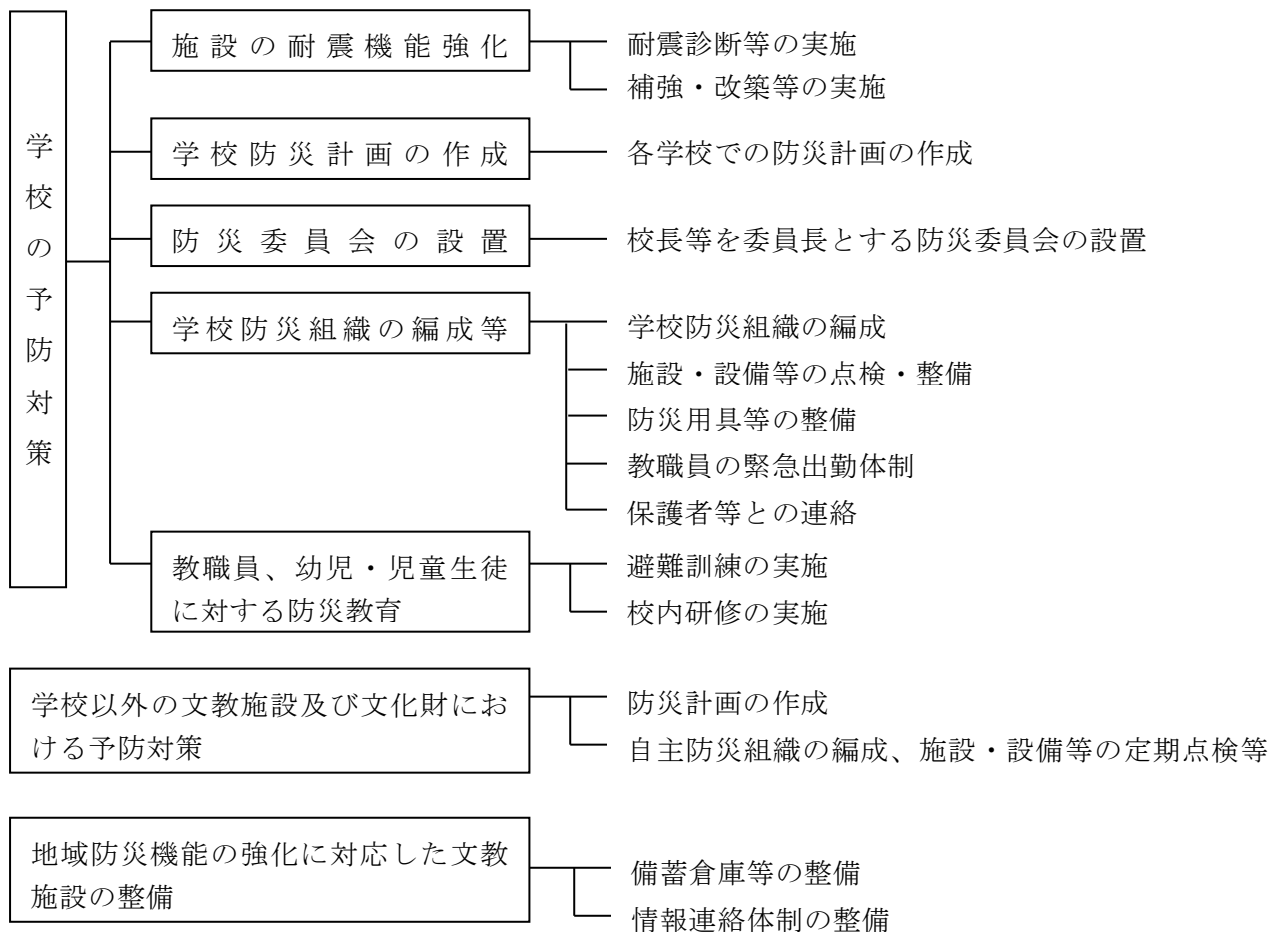
## 第 2 1 節 文教施設における災害予防計画

### 1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合、学校を始めとする文教施設及び文化財は、甚大な被害を受けることが予想されるが、幼児・児童生徒、教職員、入館者、施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日ごろ市教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。

### 2 計画の体系



### 3 学校の予防対策

#### (1) 施設の耐震機能強化

校舎、体育館、プール等の施設について、その安全性の向上のため必要な耐震性能を確保する必要がある。このため、学校の設置者は、耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強、改築等に努めるものとする。

#### (2) 学校防災計画の作成

校長等は、地震発生に備え、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成

するものとする。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	①学校防災組織の編成 ②施設、設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出勤体制 ⑥保護者等への連絡 など
応 急 対 策	①災害発生直後の幼児・児童生徒の安全確保 ②避難誘導 ③幼児・児童生徒の安全確認 ④地震情報の収集 ⑤被害状況等の報告 ⑥下校措置 ⑦避難所開設・運営の協力 ⑧被災時の心のケア ⑨教育活動の再開 など

(3) 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員の役割分担を定めておくこと。

特に、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設、設備等の点検・整備

学校の施設、設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施すること。特に、幼児・児童生徒の避難経路上の施設、設備等については点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、防火扉、火災報知器等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておくこと。

また、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくこと。

(イ) 幼児・児童生徒名簿、部活動名簿、保護者等との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員の緊急出勤体制

校長等は、夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員に周知しておくこと。

オ 保護者等との連絡

あらかじめ、保護者等と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者等双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、幼児・児童生徒の下校方法について保護者等と確認し、徹底しておくこと。

(5) 教職員、幼児・児童生徒に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行うものとする。

ア 教職員に対する防災教育

校長等は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急措置等に関する校内研修を行うこと。

イ 幼児・児童生徒に対する防災教育

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、幼児・児童生徒に周知しておくこと。

a 形式的な指導に終わることなく、地震時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施すること。

b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。

c 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。

(イ) 各教科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」、「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」等について計画的に指導すること。

#### 4 学校以外の文教施設及び文化財における予防対策

不特定多数の者が利用する文教施設等においては、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設の管理者は、これらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努めるものとする。また、非常時の措置について訓練を実施し、職員に周知を図らなければならない。

なお、予防対策の主な留意点は、次のとおりである。

(1) 地震発生時に対応する各文教施設における自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定めておくこと。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

(2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握しておくこと。

また、地震の場合は、火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常にその予防対策を行っておくこと。

(3) 老朽化した施設については、耐震補強又は改築を行うこと。

(4) 避難訓練を定期的に行い、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。

なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易にわかるようにしておくこと。

#### 5 地域防災機能の強化に対応した文教施設の整備

学校等文教施設の設置者は、市の地域防災計画の定めるところにより、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

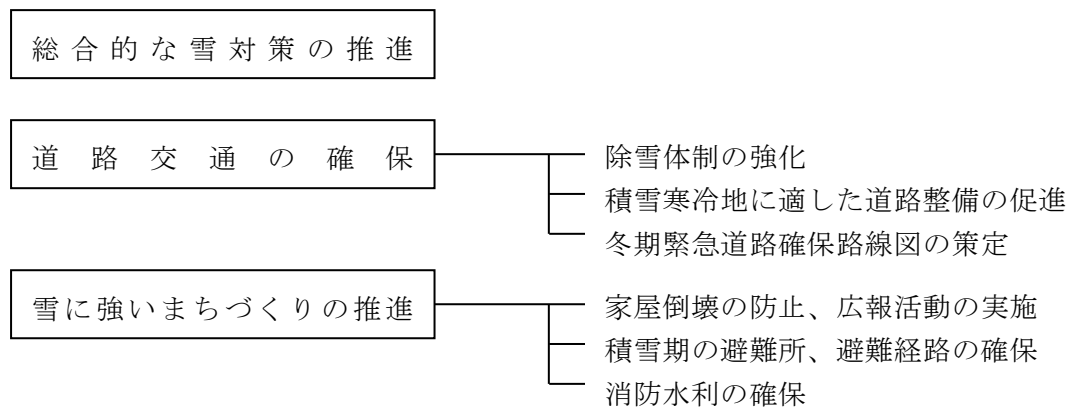
なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、備蓄倉庫の整備、避難場所の確保、飲料水・生活用水の確保、仮設トイレの整備、けが人や病人等に対応できる応急処置可能な設備の整備、通信機能の確保、自転車・バイク等の配置等の整備を図るとともに、当該防災施設等について、適切な管理体制を整えるものとする。

## 第 2 2 節 積雪期の地震災害予防計画

### 1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される。このため、市、県、国等の防災関係機関は、相互の連絡協調を図り、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震災害の軽減に努めるものとする。

### 2 計画の体系



### 3 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、究極的には除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、市及び関係機関は、相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立を図るものとする。

### 4 道路交通の確保

地震時には、各防災機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、市道、県道及び一般国道の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 市道、県道及び一般国道の整合性の取れた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連帯の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況に適合した除雪機械の増強を促進する。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩防護柵、段切り等の雪崩防止施設の整備を促進する。

#### (3) 冬期緊急道路確保路線網図の策定

市道、県道及び一般国道の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震対策の初期活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定するものとする。

## 5 雪に強いまちづくりの推進

### (1) 家屋倒壊の防止、広報活動の実施

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、豪雪の際には、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。また、構造的に弱い建物については、筋交い支柱等で十分補強するよう指導するものとする。

### (2) 積雪期の避難所、避難路の確保

積雪、堆雪に配慮した体系的道路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を促進するとともに、幹線道路における消雪施設の整備拡充により、避難所及び避難路の確保を図るものとする。

### (3) 消防水利の確保

第3章第10節「火災対策計画」8 積雪期の火災対策(2)消防水利の確保によるものとする。

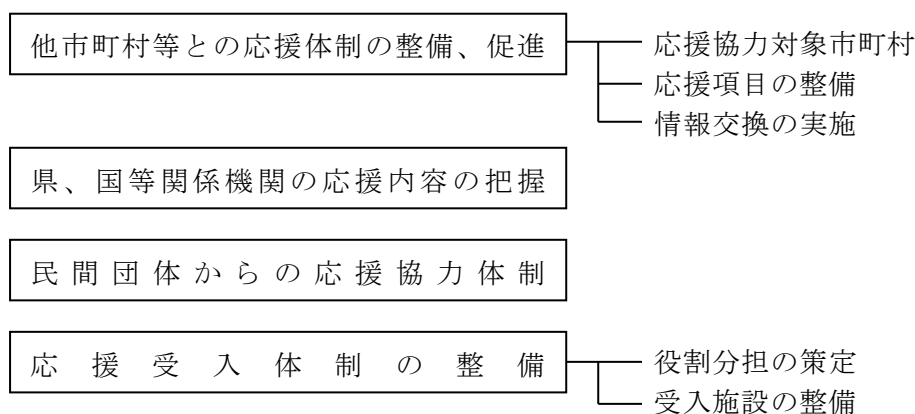
## 第 2 3 節 広域応援体制計画

### 1 計画の方針

大規模地震による災害が発生した場合、市単独では被災者の救援等の応急措置及び復旧対策が十分に実施できないことが予想される。したがって、これらの事態に対応するため、市は、他の市町村等と相互に協力の上、広域相互応援体制の整備、促進に努めるものとする。

また、県、国等の関係機関、市内外の民間団体等からの応援協力体制についても定めておくものとする。

### 2 計画の体系



### 3 他市町村等との応援体制の整備、促進

市は、有事の際における円滑な応援体制の確立を図るため、あらかじめ県内の他市町村等及び他県の市町村等と応援協定を締結するなど、その整備、促進に努めるものとする。

#### (1) 応援協力対象市町村

- ア 隣接市町村
- イ その他目的を同じくする市町村等

#### (2) 応援項目の整備

市は、応援体制を整備するに当たっては、応援を行う市町村等との間で、次の事項について定めておくものとする。

- ア 応援項目の種類
- イ 応援要請の手続
- ウ 応援費用の負担
- エ その他必要な事項

#### (3) 情報交換の実施

市は、応援を行う市町村等との間で、応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

##### 【情報交換を行う内容】

- ア 防災計画の内容
- イ 備蓄その他応援提供物資、資材等の内容及び数量等
- ウ 物資供給拠点
- エ その他必要な事項

【相互応援協定等締結状況】

ア 一般相互応援協定

名 称	締結年月日	応援協定締結市町村等
災害時における相互 援助協定	平成18年8月1日	三条市、新潟市、長岡市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町
災害時における相互 応援に関する協定	平成17年10月1日	三条市、千葉県印旛郡栄町
災害時における相互 応援に関する協定	平成23年7月8日	三条市、三重県菰野町
都市間連携協定（災 害時における相互 応援に関する覚書）	平成24年4月17日	三条市、福井県越前市、岐阜県関市
災害時における三条 市と郵便事業㈱三条 支店の協力に関する 協定	平成20年5月20日	三条市、郵便事業㈱三条支店
災害時における相互 応援に関する協定	平成25年1月28日	三条市、福島県伊達市
災害時における相互 応援に関する協定	平成25年2月25日	三条市、福島県相馬市
災害時における相互 応援に関する協定	平成25年2月28日	三条市、静岡県三島市
災害時における相互 応援に関する協定	平成26年1月30日	三条市、福島県会津若松市、喜多方市、南会津町、只見町、下郷町、檜枝岐村
災害時における相互 応援に関する協定	平成30年4月16日	三条市、茨城県龍ヶ崎市



イ 消防相互応援協定

名 称	締結年月日	応援協定締結市町村・組合・本部	
中部消防応援協定	平成22年3月31日	三条市、長岡市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、小千谷市、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合	
県央消防応援協定	平成18年9月7日	三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村、燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合	
北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定	平成12年12月22日	三条市、新潟市、長岡市、見附市、燕・弥彦総合事務組合	
新潟県広域消防相互応援協定	平成17年9月1日	上越地域	上越地域消防事務組合、糸魚川市
		中越地域	三条市、長岡市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、小千谷市、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合
		下越地域	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、新発田地域広域事務組合、村上市
		佐渡地域	佐渡市
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成7年4月1日	新潟県、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	
南会津地方広域市町村圏組合と三条市との消防の相互応援に関する協定書	平成25年7月1日	南会津地方広域市町村圏組合	

ウ 水道相互応援要綱

名 称	制定年月日	応援要綱締結市町村・組合	
		エリア代表	正 会 員
日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱	平成22年2月16日	新発田市	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村
		新潟市	五泉市、佐渡市、東港地域水道用水供給企業団、阿賀町、明和工業㈱
		三条市	燕市、加茂市、三条地域水道用水供給企業団、田上町、弥彦村
		長岡市	小千谷市、見附市、南魚沼市、魚沼市、湯沢町、出雲崎町

		柏崎市	十日町市、津南町、刈羽村
		上越市	糸魚川市、妙高市、上越地域水道 用水供給企業団

#### 4 県、国等関係機関の応援内容の把握

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、市の活動を援助するため県、国等の関係機関が応援を行うことができる物資、数量等について、当該機関と定期的に確認するなど、その状況の把握に努めるものとする。

#### 5 民間団体からの応援協力体制

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、あらかじめ、民間団体から協力できる食料、生活必需品、車両、救済資機材等の数量、支援体制その他必要な事項について、定期的な情報交換等を行ったり、応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努めるものとする。（民間団体との協定締結状況については、資料編「18 各種協定」参照）

また、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、放送事業者とあらかじめ応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努めるものとする。

##### 【放送に関する締結状況】

名 称	締結年月日	協定締結先
災害時における緊急放送に関する協定	平成18年4月1日	燕三条エフエム放送(株)
災害時における緊急放送に関する協定	平成18年4月1日	(株)エヌ・シィ・ティ

#### 6 応援受入体制の整備

市は、応援を行う関係機関の活動が競合重複しないよう、あらかじめ役割分担の計画予定を策定するとともに、施設の確保等、受入体制の整備を図るものとする。

##### (1) 役割分担の策定

市は、次の役割分担等の応援体制計画を策定しておくものとする。

- ア 役割分担の想定 活動の重複排除のための各機関ごとの役割の想定
- イ 資機材の準備 応援機関の活動のための資機材の調達方法等

##### (2) 受入施設の整備

- ア 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- イ ヘリポート
- ウ 宿泊施設又は宿营地